

Vol.18 9月号
September.2005



C O N T E N T S

特集

行政改革

巻頭随想

市町村リレーまちづくり夢づくり

合併コーナー

苦言提言

がんばっていま～す

電子自治体コーナー

イベントごよみ

やまなし
自治の風

まち自慢

昭和町 昭和町立押原小学校

巻頭随想

緑と活力あふれる生活快適都市を目指して

甲斐市長 藤巻義隆

市町村リレー 「小菅村」

特集
行政改革

特集1 集中改革プラン(その一)

特集2 集中改革プラン(その二)

特集3 行財政改革プログラム

特集4 大月市自立計画について

合併コーナー

合併新法下における自主的な市町村合併の推進について

苦言・提言

思い切った少子化対策を

株式会社サン宝石代表取締役社長 渡邊 洋

がんばってまいります。

電子自治体コーナー

住基ネットに係る二つの地裁判決

自治Q&A

市町村イベントごよみ

秋の行楽家族みんなで祭り・イベント

市町村振興協会たより

はつらつ！市町村職員

土屋直生・雨宮史宜(笛吹市)

編集後記



表紙写真

咲き誇るコスモス【身延町西嶋地区】

初秋のやさしい風が吹き、一面に咲き誇るコスモスが穏やかにゆれる。数年前までは耕す人もなく、荒れ果てた田畑が広がっていた。「このままではいけない」と地域の有志がコスモスを植え、せっかくならまつりをしようとして「コスモスマつり」がはじまった。年々コスモス畑の範囲が広がり、いつしか花が見頃になると、ひとづてに多くの人が訪れる。また今年も、地元を愛する人々の弛みない汗が、コスモスという花に姿を変えて咲き誇る。(身延町提供)

表3 36 34 32 30 28 27 24 20 16 12 8 4 2 表2

時の人
man&woman

行政改革への
新たな取り組み

平成十六年十一月に峡北地域七町村が合併し北杜市は誕生しました。

広大で恵まれた自然環境の中にある本市は先人の築いた歴史と伝統文化が息づいています。「このすばらしい財産を継承し、それぞれの特性を活かしながら、和のある新しい地域形成を推進する」一方で、多様化する行政需要に対応するため、既存の行政システムを構造的に改革し、自らの判断と責任による地域の実状に応じた行財政運営が求められています。

これから具体化される国の三位一体改革の動向を始め、指定管理者制度の導入など大きな転換期を迎え、単なる経費削減だけでなく、職員一人ひとりが危機的状況を認識し、過去の慣例や前例にとらわれることなく、大胆かつスピーディーに取り組み、本市が標榜する、人と自然が躍動する環境創造都市の実現に向け行財政改革を推進していきます。



小松正寿さん
北杜市行革調整室長

巻頭 随 想

[Zuisou] YAMANASHI JICHInoKAZE 2005#18

甲斐市長

藤巻

義麿



PROFILE

藤巻 義麿 Yoshimaro Fujimaki

昭和11年1月甲斐市(旧竜王町)生まれ。竜王町議会議員、議会議長を経て竜王町長を務める(3期)。平成16年10月、甲斐市初代市長に就任。

竜王町長就任以来、全町公園化構想「ガーデンシティ竜王」を進め、甲斐市長として引き続き、自然と調和したまちづくりとして「緑と活力あふれる生活快適都市」を目指している。趣味は、映画鑑賞、読書。

緑と活力あふれる

生活快適都市を目指して

暑い夏が過ぎ、爽りの秋を迎えた昨年九月一日に甲斐市は、旧竜王町、敷島町、双葉町が合併し、誕生してから一年を迎えたところでもあります。

この間、合併後に調整しなければならぬ諸課題等一つひとつに全力で取り組みを行う中、市民の皆さまの理解を得ながら進めて参りましたが、あっといふ間の一年でありました。

合併までの経過

旧竜王町、敷島町、双葉町は、

JR竜王駅周辺整備や火葬場建設など、連携して事業を推進しておりましたが、郡をまたぐ三町が初めて共通の課題として取り組みましたのが、双葉インターチェンジ設置のための期成同盟会の発足でありました。この双葉インターチェンジ設置期成同盟会が後に名称変更し、三町連絡協議会に発展し、三町相互のまちづくりの推進に関する連絡及び提携等を行うなど、合併に向けた出発点でありました。その後、平成十二年に竜王町、敷島町、双葉町の周辺地域にお

ける火葬場の慢性的な混雑解消のため、火葬場建設に対して住民の要望が高まる中、双葉町に斎場を建設し、一部事務組合を設置するなど三町による広域行政が始まりました。その結びつきと連帯感により、合併までスムーズな取り組みに至った状況であります。

是か否か

合併に向けての最大のハードルは、住民の意向であります。それは、三町の合併に対して賛

成か反対かの意向を確認することでありました。三町の場合、敷島町では、県下で初めてとなる住民投票により、また、竜王町と双葉町は住民アンケート調査という形で行いました。その結果、多くの皆さまから賛同が得られ、甲斐市が誕生することになりました。

私は、住民の意向を確認する際は、是か否かを問うものであり、「どちらかといえば賛成」等といった曖昧な回答は問うべきでないと考えます。なぜならば、合併という一大事業を行う際に

は、賛成か反対かだけを問うものであり、指導者は、賛成が得られればそれに向け、全力を尽くすべきでありますし、もし、否ということであれば、すみやかに撤退すべきであると考えからであります。

新しいまちづくり

甲斐市は、県都甲府市、田園エリアの南アルプス市、高原・リゾートエリアの峡北地域に囲まれる位置にあつて、豊かな自然環境を有した居住エリアとしての特性から、県内で屈指の人口増加地域として発展してまいりました。

しかしながら、近年の住民生活圏の広域化や少子・高齢化、情報化等の進展による住民ニーズの多様化・高度化、さらには地方分権の進展など大きな変革の時代を迎えている社会情勢の中で二十一世紀を展望するとき、これからの自治体は基盤の強化が求められております。

このような中で、ともに連携し発展してきた三町が合併し誕生した甲斐市は、自然と共存する快適な居住環境の都市としてのまちづくりを進める必要があり、「緑と活力あふれる生活快適都市」を基本理念に掲げ、新し

いまちづくりを推進してまいります。

主要施策

甲斐市が周辺地域の発展をリードする都市として発展していくためには、都市としての核となる拠点整備の推進が不可欠であります。

特に、本市発展の拠点、また、本市の玄関口としても竜王駅の存在は大きな価値があります。現在、JR竜王駅を整備しておりますが、世界的にも著名な建築家であります安藤忠雄氏により新駅舎の設計をしていただき、先日外観イメージ図が発表されたところであり、平成十九年度の完成を目指し、整備を進めております。山梨の新しい玄関口となるよう、また山梨の新しい所となるよう期待しておりますので、完成した後は県外からも多くの方の来県が予想されることから、是非県民の皆さんにも御覧いただきたいと思っております。

また、行財政改革を推進し、安定した財政基盤を確立し、市民には質の高い行政サービスができるよう対処して参りたいと考えております。

国が進める三位一体改革により国庫補助金の見直しや交付税

の削減など、地方財政は極めて厳しい状況にあります。このような中、市民の皆様からの多種多様なニーズに応えられるサービス体制を確保するためには、行政改革を強く推し進め、行財政基盤の強化と効率化を図っていかなければなりません。事業推進にあたりましては、真に必要な政策、優先順位を見極めながら展開していかなければならないと考えております。

今後の取り組み

本年度は、実質的な意味であります甲斐市のスタート元年となります。市民から合併に対する評価がくだされる年となるわけですので、本市の自然環境と調和を図りながら、活力あふれ、人に優しいまちを創造するため、これからも、市民の皆さまが合併してよかつたと実感できる行政を目指し、本市の基本理念であります「緑と活力あふれる生活快適都市」の実現に向け全力を尽くしてまいります。



まぢらびへくら舞へくら

[shityouson relay]



多摩源流まつり「火の祭典」

小菅村

憩い、守り、集う

源流のさと 小菅

小菅村は、山梨県の東北端の山岳地帯に位置し、東京都奥多摩町と境を接する県境の地であり、大菩薩嶺に源を発する多摩川水系小菅川流域の水源の村です。中心集落の標高は六百六十m、周囲を千三百〜二千m級の高山に囲まれた東西十四km、南北七km、総面積五十二・六五平方kmのうち九四％が山林で、耕地は僅か一・二％にすぎません。急峻な地形ですが多摩源流の村としてその美しい景観と森と水から構成される豊かな自然は広く人々の憩いの場となり、また東京都民の貴重な水がめの役割も果たしてきました。

小菅村の歴史は古く、縄文中期から後期にかけての石器・土器が村内各所で発見されています。室町時代にはじめて小菅村という名が登場、その後、豊臣秀吉が全国を統一して現在の村

の原形が形成されました。明治時代に青梅街道が開通したことにより他地域との交流が活発になり、昭和三十二年の小河内ダム完成以降は、交通の便や立地条件等から生活圏、商圏は東京圏と密接な係わりを持つようになりました。

産業構造は、昭和四十年代前半まではこんにゃく、わさび、スギ、ヒノキを中心とする農林業が主要でした。その後、社会情勢の変化などに伴い製造業、建設業、観光業などの第二次・三次産業へ移行していったものの、村の特産品であるヤマメ・イワナの渓流魚及び、わさび・えのき茸の生産量は、今も県下第一位を誇っています。

現在、源流の恵まれた自然を活かし、新しい視野で交流の村づくりを展開しています。

源流域の未来に向けて

「多摩川源流研究所」

小菅村では、「源流であることにこだわり、源流での生活を謳歌できる村」をスローガンに二十一世紀の村づくりに取り組んでいます。

その一つが多摩川源流研究所の設立です。多摩川源流域は、明治三十四年以来、一世紀に渡って東京都水源涵養林として大切に保護・管理されてきました。この先駆的事業のおかげで、

多摩川源流域全体は乱開発から守られ、豊かな森と清冽な流れからなる手つかずの自然が広範に残されています。急峻な山々、渓谷の織りなす変化に富んだ地形は、四季折々の美しい景観と優れた景勝地を創り出しています。

この恵まれた豊かな自然と先人から継承した源流域を守り活かすため平成十三年四月に多摩川源流研究所を設立し、流域の児童・生徒に手つかずの自然を身体全体で体験させ、親子で自然の素晴らしさと生命力の豊かさを実感できる源流親子体験教室、源流学校、源流自然塾を開校し、源流の自然・歴史・文化の調査研究と情報の発信、緑のボランティア事業など様々な体験交流事業は地場産業の保護育成に結びついています。

村民総参加・手づくりのおまつり

「水と火と味の祭典」

多摩源流まつり

五月四日は小菅村にとって特別な日。この日、小菅村では毎年、多摩源流まつりが行われているからです。

村民一人一役の総参加で村づくりを盛り上げるために昭和六十二年から始まったこのイベントも、国民の休日とともにすっかり定着しています。子どもを前に大空を泳ぐ鯉のぼりの下、様々な催しが行われます。そばやヤマメなど小菅の自慢の味が軒を並べ郷土芸能や大菩薩御光太鼓の披露、楽しいステージショー、マスのつかみどりなど、内容も盛りだくさん。そして、まつりの締めくくりは夜のお松焼きと花火。夜空昇る炎と花火の眺めは雄大で迫力満点。観客から「うおー」の歓声上がる



多摩源流まつり「多くの人で賑わう」



源流体験

川源流研究所を設立し、流域の児童・生徒に手つかずの自然を身体全体で体験させ、親子で自然の素晴らしさと生命力の豊かさを実感できる源流親子体験教室、源流学校、源流自然塾を開校し、源流の自然・歴史・文化の調査研究と情報の発信、緑のボランティア事業など様々な体験交流事業は地場産業の保護育成に結びついています。

驚きと感動を与えます。毎年、県内外から一万人以上の人々が訪れ、都会とふるさとの人達との楽しい交流の日として盛大な賑わいを見せています。

大 自然の中でほかほか のんびり温泉気分を満喫

「女性にも大人気の多摩源流小菅の湯」

秩父多摩甲斐国立公園の山々に囲まれた小菅の湯。都心からは約二時間、東京と山梨の県境に位置し四季折々の自然を楽しむことができます。春から初夏にかけては桜、新緑、秋には見事な紅葉を堪能しながらのドライブは、日常の喧噪を離れた別世界へのプロローグ。

緑豊かな自然の中では、心地よい静寂が広がり、のんびりと湯量たっぷりの温泉につかれれば



多摩源流小菅の湯

心も身体も癒しの時を満喫できます。

温泉は高アルカリ性温泉で保養や休養、病中病後の療養などに効果があります。また、源泉湧出口において、かすかに白濁し、弱い硫黄臭を放つ。源泉の温度三十度以上の温泉としては珍しい高アルカリ性温泉で、成分的にはマイルドでアルカリイオンだけ高い温泉は、世界的にみても極めてユニークな温泉で「女性にうれしい・お肌つるつる…美人の湯」として大変な人気を集めています。

施設内は、露天風呂・松風呂・打たせ湯・ジャグジー・寝湯・サウナ・五右衛門風呂など九つの湯があり贅沢な時間を過ごすことができます。小菅村の自然に囲まれながら静かに過ごすやさしい時間、ここは多摩源流の癒しの湯として多くの人々に親しまれています。

理想的な小菅人を育もう…

(小菅人を育む会)

「世の中がどのように変化しようとも、教育の原点は変わりません。」

私たち「小菅人」は緑豊かな山や清流の小菅川に接したこの地に住み、友愛と思いやりの心と郷土愛を持ち、いつまでも平和で心豊かに暮らしたいと願っています。そんな我々が「理想とする小菅人」について考えてみました。一人ひとり老いも若きも、男も女もそれぞれの個性を尊重しながら、共に育っていきける小菅人」を目指し、源流からの人づくりを提案し実践活動を展開しています。

村は、子ども的人数が著しく減少し、遊ぶ仲間にも事欠いたり、家の中で一人で過ごす時間が増え、引きこもりがちになってしまつては健全育成ができなくなる。平成十二年に学校週五日制の受け皿づくりを考える会として、「小菅人を育む会」を発足し、小菅の子どもたちを磨き輝かせていくため、地域の大人たちが知恵を出し合い様々な活動をしてみようと考えました。スタート時は小菅の自然や季節を感じ

させる「わくわくすげつ子部会」・理想的な小菅人を目標とした「共に育つ部会」・芸術に親しみ感動を分かち合わせる「文化芸術部会」の三部会を立ち上げ、様々な体験など実践活動を展開しました。

平成十五年度からは、今までの取り組みを評価し、村の自然や人材に着目し自然体験の機会を設定しながら新たに取り組み「第一部会」、文化・芸術の普及を中心にさらに感動を与える機会に取り組み「第二部会」に再編成し実践活動の充実を図っています。

小菅人を育む会は、子どもたちが学校では得られない様々な体験や家庭や地域の人たちとのつながりを深めながら理想的な小菅人を育む活動を展開しています。

やまなし 自治の風

特集

行政 改革

地方の行政改革は、これまで着実にその成果を上げてきた。例えば、地方公務員の総数は平成七年から十年連続して減少してきている。しかしながら、地方公共団体を取り巻く状況は一層厳しさを増しており、地方行革の更なる推進が必要となっている。

また、本年三月に策定された新地方行革指針は、集中改革プランの年度内公表に、地方公共団体が足並みを揃えて取り組むことを求めている。

今回の特集では、行政改革を推進するため総務省が提示した集中改革プランの概要と県における行財政改革プログラムへの取り組み、行財政改革に積極的な取り組みを進めている大月市の事例について紹介する。

特集1「集中改革プラン(その一)」

県市町村課 渡邊和彦

特集2「集中改革プラン(その二)」

県市町村課 茂手木正人

特集3「行財政改革プログラム」

県新行政システム課 末木鋼治

特集4「大月市自立計画について」

大月市政策推進課 後藤正巳

集中改革プラン(その一)～プランの概要と給与～

定員管理の適正化

Kazuhiko Watanabe

渡邊和彦

県市町村課

特集

1

経緯

少子高齢化による人口減少時代が到来するとともに、厳しい財政状況が継続する中で、地方公共団体においては、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められるとともに、分権型社会システムへの転換を図っていくことが喫緊の課題となつていきます。行財政を取り巻く環境は従来にも増して厳しく、地方公共団体は行政改革の一層の推進に取り組むことが必要となつていきます。

(1) 地方行革指針

地方公共団体における行政改革の推進については、平成九年の「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」(自治事務次官通

知)等に基づき、行政改革大綱における定員管理の目標数値の設定・公表状況、定員管理の適正化、給与の適正化、民間委託等の推進、行政評価制度の導入、公正の確保と透明性の向上等への取り組みが要請されたところであり、各団体は積極的に行政改革を進めてきました。

その結果、地方公務員の総数は平成七年以降において純減し、ラスパイレース指数も平成十六年には一 を切ることとなり、また、行政評価や情報公開条例、個人情報保護条例の制定、事務・事業の民間委託なども着実に進展してきました。

しかし、厳しい地域経済の状況等を背景に、地方公共団体の行政改革の進捗に対する国民の視線は厳しく、特に給与制度やその運用などには、各方面から

①

批判が寄せられています。

このため総務省は、平成十六年十二月二十四日に、政府が「今後の行政改革の方針」を閣議決定したことを受けて、現在の状況を認識した上で更なる改革を進めていくための取組指針として、平成十七年三月二十九日付けで「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」(以下「新地方行革指針」という。)を通知しました。

(2) 新地方行革指針における集中改革プラン

新地方行革指針は、第一に計画的な行政改革の推進と説明責任の確保、第二に行政改革推進上の主要事項を柱として構成されており、地方公共団体に対しては、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化することを求めています。

また、地方公共団体は、「PDC Aサイクル」による行政改革大綱の見直しを行うこととし、その具体的な取り組みを集中的に実施するために、事務・事業の再編・整理、廃止・統合、

民間委託等の推進、定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化、

市町村への権限移譲、出先機関の見直し、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果等を中心に、平成十七年度を起点とし、概ね平成二十一年度までの具体的な取り組みを住民に分かりやすく明示した計画(集中改革プラン)を、平成十七年度中に公表することを求めています。

総務省が、集中改革プランとして時期を揃えた具体的な取組計画を明示するよう求めた背景には、これまで地方行革への取り組みが積極的になされてきたにもかかわらず、その進捗についてなかなか国民の適切な理解が得られず、地方公務員に対する国民の厳しい目が向けられている現状があります。

このため、地方が足並みを揃え総力を挙げて改革に取り組むとともに、その取組状況を他団体と比較可能な形で分かりやすく明示し、住民に対する説明責任を果たすことにより、地方分権の一層の推進を図る意図があると思われる。

集中改革プラン における留意事項

集中改革プランにおいて留意すべき事項として、特に国民の厳しい目が向けられている定員管理及び給与の適正化について説明します。

(1) 定員管理の適正化

全国の地方公務員数は、平成十一年から平成十六年までで四・六%(約十四万九千人)減少し、山梨県内の市町村職員数も二・一%(二百二十四人)減少しています。

しかしながら、厳しい財政状況が続く中で、徹底した行政改革に引き続いて取り組んでいくためには、行政が主として提供してきた公共サービスについても、地域において住民団体やNPO、企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていく必要があり、行政の変革に対応しつつ職員の抑制を図っていくことが求められています。

集中改革プランの期間となる平成十七年度からの五年間は、

過去の状況と比較すると、市町村合併の進展、電子自治体、民間委託等の推進などにあわせ、「団塊の世代」の大量退職が見込まれることから、新規採用を抑制することにより、更なる職員の抑制を図る必要があります。

新地方行革指針においては、集中改革プランの公表に当たり、「定員適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成二十二年四月一日現在における明確な数値目標を掲げること」とされています。

この数値目標の基準として、過去五年間の地方公務員の純減率である四・六%が掲げられています。総務省は、過去五年間の定員抑制実績に大きな差があることから、「集中改革プランにおける数値目標を一律に四・六%以上としなければならぬものではないが、過去の実績が上回った団体においては、定員抑制の取り組みをゆるめることなく数値目標を設定し、過去の実績が四・六%に届いていない

団体については、一層の定員抑制の努力が必要であり、過去の取組状況を検証の上で数値目標を設定する「よう求めています」。

また、現行に有効な定員適正化計画を有する団体における数値目標については、「集中改革プランは行政改革の具体的な取り組みを、集中的に実施するため、すべての地方公共団体が数値目標を設定することが重要であることから、現行の定員適正化計画が、新地方行革指針に満たない場合においては、定員適正化計画について見直しが必要であり、平成二十二年四月一日時点における数値目標を設定すること」が必要としています。

(2) 給与の適正化

次に、給与の適正化については、総務省は従来から給与改定に係る事務次官通知などで取り組みを要請してきました。そのため多くの団体で概ね着実に適正化が進んできていますが、一部の団体における不適正、不適切な給与制度・運用等がマスコミ等の大きな注目を浴びて、国民、住民の厳しい批判を受けています。また、これらに限らず、技能労務職の給与水準が高い、

制度に合致しない特殊勤務手当等の不適正な諸手当、級別職務分類表に適合しない級への格付け、地域民間賃金の状況からの乖離などさまざまな指摘があることから、是正に取り組むべく平成十七年度から平成二十一年度までの集中的な計画を公表するものです。

集中改革プランにおける給与の適正化への是正については、特に重点的に取り組むべき事項を新地方行革指針において列記しているため、それらについて、若干説明します。

a 高齢層職員の昇給停止

国では、平成十一年度から昇給停止年齢を原則五十五歳としています。平成十六年四月一日現在で措置を講じている団体は、都道府県で三十七団体、指定都市で十一団体、市区町村で一千八十三団体であり、山梨県内では十二市町村となっています。制度改正から六年を経過していることから未措置の団体は直ちに導入することが必要です。

b 不適正な昇給運用

全職員に対して一律に昇給させるような一斉昇給など、特に市町村において不適正な昇給運

用制度の存在が指摘されているため、直ちに廃止するよう求めています。また、国においては退職時における特別昇給制度は廃止されたことから、未だに廃止していない団体は直ちに措置するよう併せて求めています。

c 級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にそれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用

いわゆる「わたり」と言われる不適正な制度・運用ですが、このような運用等は、給与制度を乱すだけでなく、任用制度を乱すとともに、公務能率を阻害し、給与費を増高させるなど運営に悪影響を与えるものであることから直ちに是正することが必要です。

d 退職手当の支給率の見直し

退職手当の最高限度支給率について、国の見直しに対応した支給率の引き下げを行っていないもの、中間の年数における支給率が国より高いものなど不適正なものについては早急な見直しが必要です。

e 特殊勤務手当等の諸手当の支給のあり方

特殊勤務手当については、地方自治法第二 四条第二項の規定を根拠に、各地方公共団体が条例で定めて支給できることとされていますが、国家公務員においては設けられていないものの、他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複の観点から検討を要すると思われるもの、月額支給等となっているもの等の観点から、当該団体の特殊勤務手当が制度の趣旨に合致しているかどうかについて再点検を行うことが求められています。

f 技能労務職の給与

技能労務職の給与については、国における同種の職員や、同種の民間と比較して高いという指摘があります。必ずしも国の行政職(二)の職員との単純比較では論じられませんが、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるよう見直しを行うことが必要です。

集中改革プランにおいては、これらの六点を重点項目とし

て、今これらがどのような状況にあるのか、また、それらをどのようにプランに位置づけ取り組んでいくのかについて検討することが必要となります。

(3) 定員・給与等の状況の公表について

定員及び給与等の公表については、これまでも各地方公共団体に積極的に公表を行うよう要請されてきましたが、平成十六年の地方公務員法の改正により、給与を含めた人事行政の運営の状況の公表が責務とされたことから、いまだに公表を行っていない団体においては早急に対応することが必要です。

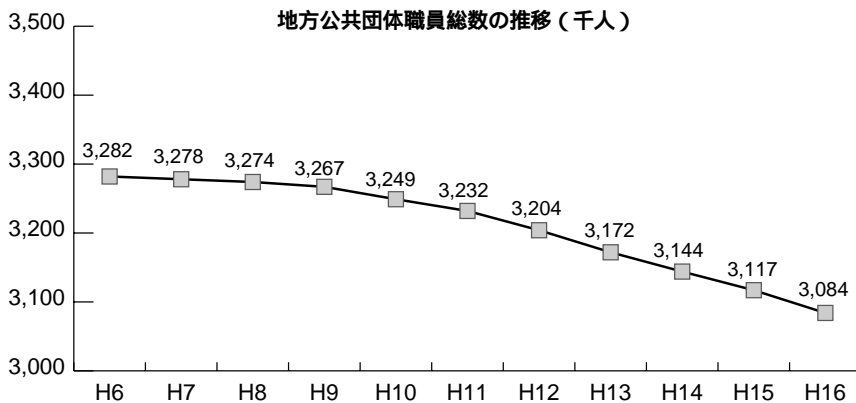
なお、定員・給与等の公表内容については、職種ごとに定員・給与等の状況を明らかにするとともに、他団体との比較や全国的な指標を示すなど、住民等が理解しやすいような取り組みが必要です。

公務員の総人件費の削減については、経済財政諮問会議が取りまとめている「五年の「骨太の方針」の柱と位置づけられており、定員及び給与の適正化に関する、今後の地方公共

団体の取り組みは大きな注目を集めることが予想されます。そのため、集中改革プランの公表に当たり定員及び給与の適正化については、十分な検討の上で国民、住民の納得と理解を得られるものとする必要があります。

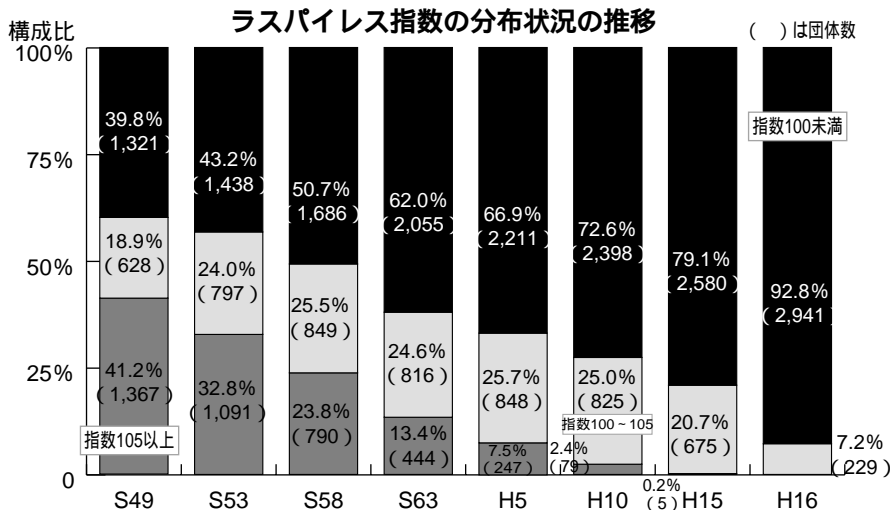
地方公務員の定員管理について

地方公務員の総数は、平成7年から10年連続して減少
平成16年は、対前年比で3万3千人以上減少(過去最大の減少)
最近10年間では、累積19万8千人以上減少



地方公務員の給与の適正化等について

ラスパイレース指数は、全団体の92.8%(2,941団体)が100未満
(H16.4.1現在)
全国平均も97.9に低下(過去最低水準)(H16.4.1現在)
(S49.4.1より▲12.7)



集中改革プラン(その二)

財政面からみた行革と

集中改革プラン

Masato Motegi

茂手木 正人

県市町村課

特集

2

地方公営企業の

経営健全化について

①

近年の公的サービスの供給方法の多様化や規制緩和の進展などにより、地方公営企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中で、一層の自立性の強化と経営の活性化を図っていくためには、改めて経営の総点検を行うとともに、様々な民間的経営手法の積極的な導入を進めていく必要があります。

先頃取りまとめた平成十六年度市町村公営企業決算の状況では、法適用企業全三十七企業のうち十五企業で損失を生じており、経営的には厳しい状況が続いています。また、法非適用の百二十二企業のうち百二十一企業が黒字となつてはいますが、利益計上を支えているのは、一般会計からの繰入金であり、建

設改良事業を抑制したことなどにより決算規模が縮小したため平成十五年度より減少しているものの、一般会計には大きな財政負担を与えています。

行政改革推進上の主要事項

1 経営改革の推進

サービス自体の必要性、地方公営企業として実施する必要性について十分に検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。

事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法を導入すること。

中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組むこと。

2 定員管理・給与の適正化

企業職員の給与については、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮しながら、引き続き適正化に努めること。

定員管理については、事務・事業の見直し、民間委託等の推進等により、引き続き適正化に努めること。

特に、プラン公表に際しては、今後五年間の削減数、平成十七年四月一日時点の総定員に対する削減率を明記すること。

3 経費削減等の財政効果

収入関係では、未収金の徴収対策、料金の見直し、未利用財産の売り払い等、支出関係では、

職員削減、給与費削減、組織の統廃合、民間的経営手法の導入による事業費削減などに取り組むこと。

こうした内容は、地方公営企業に関する改革プランの公表上の視点でもありますが、本県市町村の場合には、地方公営企業といっても殆ど小規模企業であるのが実態であり、そのようなところがいちいち単独でプランを策定するというのは、いかにも合理性を欠いています。基本的には、全体のプランの中に位置づけて普通会計と一緒に整理し、数値目標についても、プラン全体の中で共通目標として掲げておいて良いこととされています。

また、公表の対象範囲は、決算対象事業であり、法非適事業まで含まれることとなります。

第三セクターの抜本的な見直し・地方公社の経営健全化



地方における財政環境が一段と厳しさを増している中、財団法人を含む第三セクターを取り巻く状況もバブル崩壊後経済環

境が変化する中で、経営が深刻化するなど一段と厳しさを増してきており、地方公共団体においては、このような社会経済情

勢の変化に的確に対応し、関係する第三セクターについて、その運営改善に積極的に取り組むことが求められています。

平成十六年九月一日現在、県内には財団法人十九、株式会社十六、有限会社一、公社（土地開発公社）七の合計四十三の市町村の出資法人があります。

平成十五年度の決算の状況では、各市町村の出資割合二五%以上の三十七法人のうち、十法人が経常損失又は正味財産の減少を生じており、二年連続の減少が三法人、三年連続の減少が三法人となっています。

行政改革推進上の主要事項

1 監査・点検評価・情報公開の体制等

外部の専門家を活用する等監査体制を強化するとともに、行政評価の視点も踏まえ、点検評価の充実・強化を図ること。

事業内容、経営状況、公的支援等について、適宜適切な議会への状況説明を行うとともに、住民に対する積極的かつわかりやすい情報公開に努めること。

2 既存法人の見直し

統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた既存法人の見直しを一層積極的に進めること。

また、経営悪化が深刻化し、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討すること。この場合、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うことが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意すること。

3 定員管理・給与の適正化

給与及び役員数を見直し、組織機構のスリム化等を行うこと。

4 土地開発公社の経営健全化

今年度内に新たな経営健全化計画を策定するなど経営改善等に積極的に取り組むこと。経営の改善が極めて困難と判断される場合には、法的整理も含め抜本的な見直しを検討すること。

第三セクターに関しては、市

町村からの財源移転（出捐、管理委託料、補助金）で根幹的な部分が運営されているので、事業の積極的、効率的な展開に影響を与えているのではないかと指摘があるほか、経営状況に

よつては、設立団体の財政運営に大きな影響を及ぼすケースもあり得ることから、住民の厳しい目が向けられているところであり、設立市町村は第三セクターの健全な運営の確保に万全を期し、住民の信頼に応えていくことが不可欠です。

③ 自主性・自立性の高い財政運営の確保

本県市町村の財政状況は、団体により格差はあるものの、財政運営には適切かつきめ細かな対応をしてきた結果として、概ね健全な状況を保っています。これは、これまでの手厚い地方交付税制度や交付税の措置率の高い有利な地方債制度、補助制度を活用した事業展開等に負うところが大きいと考えています。

しかし、国・地方を通ずる財政環境の悪化により、三位一体の改革による地方交付税制度や地方債制度の見直し、国庫補助負担金の廃止・縮減等の改革が進められており、依存財源率の高い本県の市町村財政運営は、今後、一層厳しい状況になることが予想されます。

特に、平成十八年度の指定管理者制度の導入に伴い、施設の管理運営が主目的の第三セクターについては、民間との競合の中で、存続の必要性等根本的な部分についての十分な検討が必要とされます。



このため、徹底した行政改革の推進及び事務事業の見直しを行い、自らの財政状況を分析して、歳出全般の効率化と重点配分を図ることが必要です。また、税収等の自主財源の確保と併せて、補助制度並びに地方債や基金の有効・適切な活用等財源確保に一層の相違工夫を重ねることも必要です。

財政の健全化を図るためには、中長期的視点に立った適切な財政運営を確保することが必要であり、このため、財政基盤を強化し、安定的かつ継続的に行政サービスを提供する体制づくりとしての市町村合併は極めて重要です。

行政改革推進上の主要事項

- 1 経費の節減合理化
事務事業の見直し等による歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化計画を策定するなど財政構造の改善に努めること。

特に、プラン公表上の留意点として、
ア 人件費削減
職員削減(議員含む)については、退職不補充による効果額を計上すること。なお、その際、嘱託、臨時、派遣職員等を活用する場合には、増減した差額を計上すること。

給与等の削減分については、人事委員会の勧告分は含めず、時限的措置による給与カット分を計上すること。
イ 民間委託による事務事業費削減
平成十八年度から導入される指定管理者制度への移行分については、民間委託の内数として記入すること。
ウ 投資的経費の見直し
事業完了等による当然減は含めないこと。
エ その他
組織の統廃合、施設等維持費

の見直し、内部管理経費の見直し、その他事務事業の整理合理化等について、それぞれ項目を立てて記載すること。
なお、職員互助会への補助金の見直しによるものについては、人件費削減の項目のその他として記載すること。

住民等に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を分かりやすい方法で提供すること。歳入歳出の状況や各種の財政指標などの一般的なデータのほか、バランスシートや行政コスト計算書も積極的に活用すること。
地方税の徴収率の一層の向上、使用料・手数料の見直し、未利用財産の売り払いなどに取り組み、自主財源の確保に努めること。

2 補助金等の整理合理化
様々な団体に対する補助金等については、必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、終期設定や廃止・縮減など整理合理化を進めること。

3 公共工事
積極的にコスト縮減に取り組むことと、入札・契約について情報公開をはじめとする更なる適正化に取り組むこと。

4 公的施設

管理運営費について見直すとともに、施設の新増築や既存施設の民営化等合理化措置について、民間と競合する公的施設の改革について（平成十二年六月九日付け自治事務次官通知）を踏まえ、適切に対応すること。

特に、住民等への情報提供に關しては、最近、地方の行財政状況を早期にわかりやすく開示する必要性が強く指摘されているところであり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二

五」（平成十七年六月二十一日閣議決定）においても、決算の早期の公表や団体間で比較分析を可能とする公表システムの構築などが盛り込まれています。また、こうした観点から平成十七年六月二十二日付けで、「団体間で比較可能な財政情報の開示」について総務省から各地方公共団体に對し、その基本的な取組方針が通知され協力要請が行われたところです。その中には、市町村に關係する部分は二項目示されており、以下、この紙面を借り、簡単に内容を確認しておくこととします。

まず一つ目は、「財政比較分析表の作成と公表」についてで

す。

通知では、地方公共団体の財政状況等を把握するための指標として、財政力を示す基礎的指標である財政力指数、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率、公債費負担の度合いを示す起債制限比率、

将来返済すべき累積負担額を示す人口一人当たりの地方債現在高、国家公務員との給料水準と比較したラスパイルズ指数、定員管理の状況を示す人口千人当たりの職員数、の六指標が基本とされています。そして、類似団体との比較を図示するため、それぞれの指標ごとに類似団体の平均値を100としたときの当該団体の指数を「リーダーチャート」形式で表現することとされ、その上で、各団体ごとに、各指標に関する要因分析と改善に向けての今後の対応及びプラン等に基づく具体的な数値目標などについて記述し、公表することとされています。

そのスケジュールとしては、総務省において、平成十八年二月上旬を目的に各地方公共団体に財政比較分析表の統一様式が示されるので、各地方公共団体では、平成十八年三月上旬を目的に公表することとされています。

す。さらに県の市町村担当課は、

県内の各市町村分を取りまとめ三月中に県のホームページに掲載し、総務省では、三月末までに総務省のホームページで全団体の財政比較分析表を閲覧できるような状態に整備する予定とされています。

各市町村においては、通知で要請されたこれらの財政分析の公表のみにとどまらず、地域住民にとつての「分かりやすさ」をさらに高め、財政状況に關する住民の理解を促進し、住民参加型行政の土台を一層確かなものとしていくため、この機会に「財政の中期見通し」や「財政健全化計画」の策定、公表にも是非取り組んでもらいたいと考えています。

二つ目は、「決算の早期開示」についてです。地方公共団体の決算については、「分かりやすい」開示とともに、「早期」の開示が求められています。実際に、ここ数年総務省では、市町村決算確報値及び純計決算の公表の早期化が図られてきたところですが、平成十六年度決算については、公表時期の更なる前倒しが行われることとされ、速報値を平成十七年九月に、

確報値及び純計決算については、平成十七年十一月末に公表する予定とされました。

また総務省では、地方公共団体における決算の公表時期についてもこれに併せ、地方自治法第二三三條第六項の規定（議会の認定議決後に決算の要領を住民に公表する）にとどまらず、決算の作成が終了した段階で、これから審査を受ける前提のものであることを対外的に説明の上、関係機関の理解を得ながら早期公表に努力すべきことを要請しています。

各市町村においては、近年の決算の早期開示に対する住民からの要請を受けとめ、更なる努力が望まれるところです。

行財政改革プログラム

Kouji Sueki

末木鋼治

県新行政システム課

特集

3

これまでの取り組み

①

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っていますが、その行政の推進に当たって、行財政改革は常に取り組まなければならない普遍的な課題であります。

県では、これまでも、社会経済情勢の変化などへの対応、新しい時代に向けて新たな活力の創出、限られた財源や人的資源の有効活用といった観点あるいは視点から行財政改革に取り組んできました。

平成七年十一月に策定した「行政改革大綱」は、地方分権時代への対応、社会情勢の変化や県民の価値観の多様化に伴う行政需要への対応等を背景に、

・簡素で効率的な執行体制の確立

・新たな行政需要に即応できる行政体制の整備
・自主的自立的な行政システムの確立
を目指して取り組みました。

また、平成十一年三月に策定した「新行政改革大綱」は、前例踏襲、慣行優先といった旧来の行政体質を転換し、新しい時代にふさわしい新しい行政システムの構築が求められていること等を背景に、

・県民に信頼される公正で透明な県政の確立
・簡素で効率的、効果的な行政運営の徹底
・県民ニーズに即応できる柔軟で活力ある執行システムの構築

を目指し、着実な取り組みを進めてきました。

山梨県行財政改革プログラム

概要

「行財政改革プログラム」は、本県の目指す県土像「誇れる郷土 活力ある山梨」を実現するために、新しい山梨づくりに向けた施策の展開を図ると同時に、「地方主権」の確立を目指し、あらゆる行政分野において改革を進めていく必要があることから、平成十五年十二月に策定したものです。

地方主権とは、国のコピーやミニ版ではない、地域の風土や県民の日々の営みに根ざし、地域固有の課題は自ら主体的に解決する自立した行財政システムを創ることです。

改革の目指すところは、地方分権の次なる高みである地方主権の確立であり、同時に「やる気」と「やり甲斐」のある活力溢れる県庁をつくり、県民の皆さんに効率的で質の高いサービスを提供していくことです。

この改革に県庁一丸となって取り組むため、民間の有識者で構成する「行財政改革委員会」が

らの提言を盛り込み、四十一の改革項目を設定しました。

また、改革は、スピードと成果が重要であることから、プログラムについては、平成十五年度から十七年度の三か年を集中改革期間として推進することとしました。

一 改革のための四つの柱

このプログラムを推進し、地方主権を確立するため、次の四つの改革の柱を設定しました。

行政の意識改革

職員一人ひとりが、県民の奉仕者としての自覚を持ち、コスト意識や迅速な対応などの経営感覚を磨き、サービス機関としての県庁を確立する。

県民の底力を引き出す

行政の推進

積極的な情報公開を図るとともに、幅広い県民の意見を施策に反映させるシステムづくりを進め、県民との協働関係を築き、

県民が参画する行政を確立する。

小さな県庁、大きなサービス

スリムで効率的な組織・仕組みづくりや成果重視の財政運営、民間活力の活用等を推進するとともに、県民や市町村と県が役割を分担し、効率的で質の高い行政サービスを提供する。

中央直結から、市町村直結の県政の確立

中央依存体質を払拭するとともに、県から市町村への一層の権限移譲などを通じ、行政課題は住民に最も近い市町村が第一義的に処理する「市町村優先の原則」による行政を確立する。

三 プログラムの推進状況

行財政改革は、その取り組みを大綱等としてまとめることも重要ですが、それ以上に、改革

をいかに推進するかが重要であります。

県では、プログラムに掲げた四十一の取り組みを着実に推進するため、年二回進行管理を行っております。

年次計画の中間に当たる十月と年度終了後の四月、ヒアリング等を実施する中で推進状況を把握するとともに、プログラムの策定時に提言をいただいた行財政改革委員会から助言をいただき、適切な進行管理に努めています。

推進状況は、「計画以上に推進」から「見直しが必要」の五段階で把握していますが、ちなみに、平成十六年度の推進状況は、「計画どおり推進」が三十六件、「計画の一部に遅れ」が三件、評価外の「その他」改革の推進状況がスケジュールに基づいたものであっても、内部での検討段階にとどまっているもの「」が二件となっております。

新地方行革指針

国は、本年三月、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」を策定し、各地方公共団体

が、指針を参考として、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう求めています。

この指針は、平成十六年十二



月二十四日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受けたものであり、社会経済情勢等を踏まえ改革の必要性を教示したものであります。

行政改革は、単に、財政赤字の解消とか、スリムで効率的な行政といった、財政管理あるいは行政管理の分野、つまり、専ら行政内部の問題に止まるものではなく、いわば、我が国の社会全般にわたる「体質」の改善という大きな動きの中の一環とし

て、意識的に位置付けられるものとなってきていることは確かです。

国の指針を受けるまでもなく、県も市町村も、厳しい財政状況、社会経済情勢の変化等に適切に対応するため、新しい視点に立つて不断に行政改革に取り組むことが求められているわけで、より一層積極的に行政改革を推進し、住民本位の質の高い行政サービスを実現することが肝要と考えます。

第二次山梨県行財政改革プログラム

④

行財政改革プログラムの推進により、これまでに、政策アセスメントへの外部評価の導入、新たな定員適正化計画の策定、県債発行の計画的削減、公共事業の選別と重点化、県単独補助金の見直しなど、着実に成果を挙げてきました。しかし、

現行のプログラムの集中改革期間が本年度で終了すると。三位一体の改革により地方交付税が大幅に削減されるなど、プログラムの策定後に、

地方行財政を取り巻く環境が大きく変化していること。から、県では、行財政改革を一層推進するため、「第二次行財政改革プログラム」を策定することとしました。

また、新しいプログラムは、三月に国が策定した新地方行革指針にも対応した内容にしていきたいと考えています。

現在、行財政改革委員会において、具体的な改革の取り組みについて集中的に審議いただいておりますが、その後パブリック

新たなプログラム策定の考え方

(1) 現プログラムの「改革のための4つの柱」を活かす。

改革の柱	行政の意識改革
改革の柱	県民の底力を引き出す行政の推進
改革の柱	小さな県庁、大きなサ・ビス
改革の柱	中央直結から、市町村直結の県政の確立

(2) 平成17年度～21年度の5年間を集中改革期間とする。

(3) 改革項目への対応（整理の方向性）は、次のとおりとする。

平成22年を見据える中で、新たな取り組みが必要な事項は、国の指針等も踏まえ、項目を新設する。

改革の更なる推進が必要な事項は、国の指針等も踏まえ、項目を充実する。

その他の改革項目は、原則として継続する。

について、他の改革項目と密接に関連しており、統一的に推進することが適当なものについては、必要に応じて統合する。

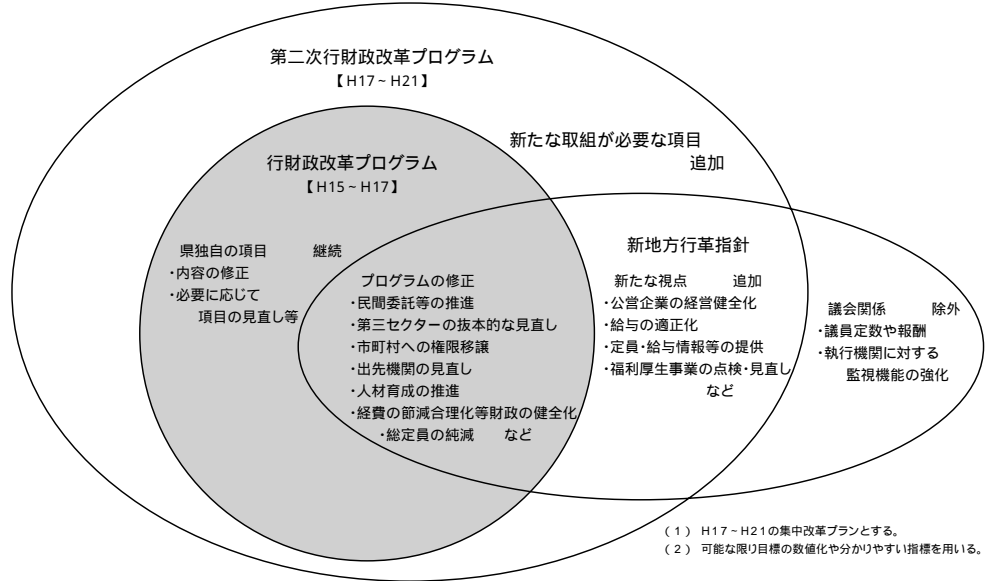
(4) 可能な限り目標の数値化や分かりやすい指標を用いる。

クコメントによって県民の皆さんから意見をいただく中で、本年中に新しいプログラムを策定する予定であります。

なお、新プログラムの策定は、

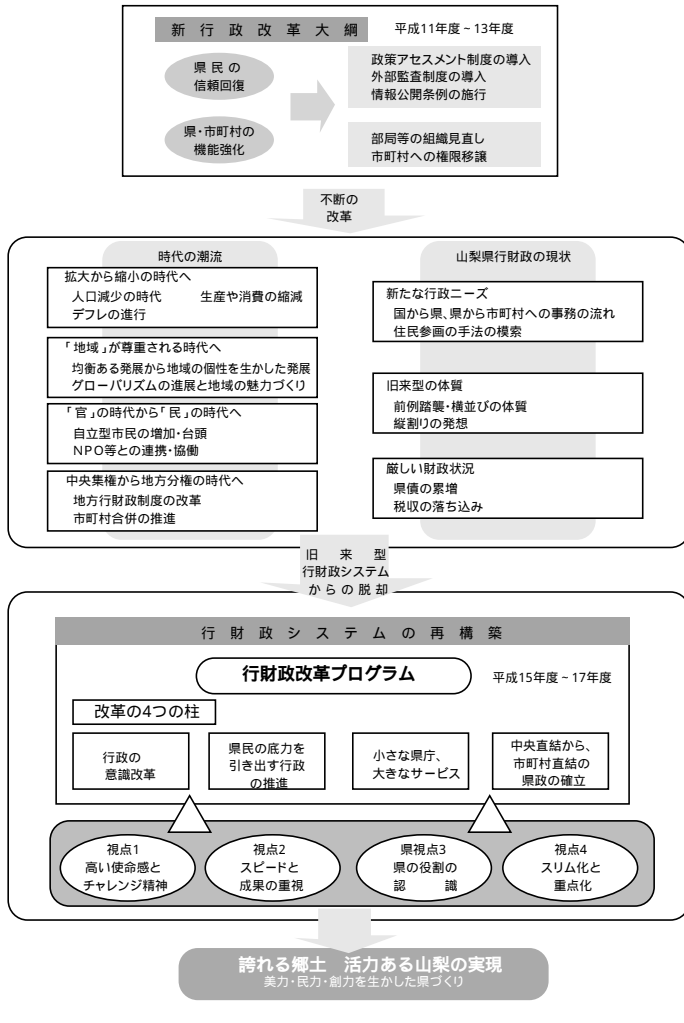
現プログラムの枠組みを使い、その理念を踏襲する中で不断の見直しを行い、改革を更に進める考えであります。

第二次行財政改革プログラムイメージ図

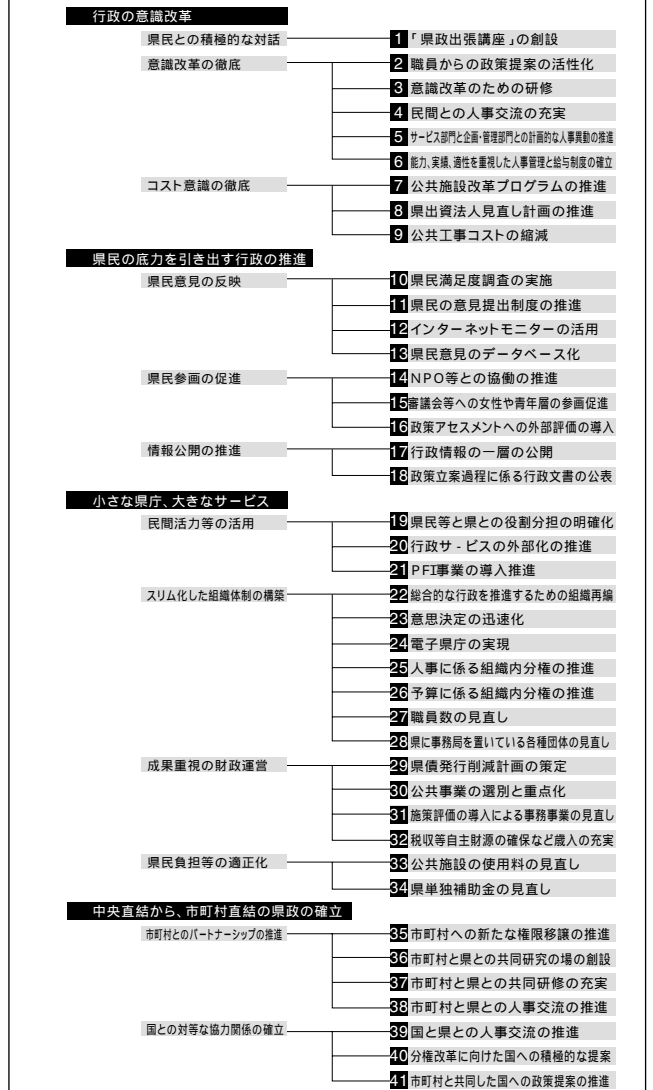


行財政改革プログラムが目指すもの

地方主権の確立を目指して



行財政改革プログラム体系図



大月市自立計画について

Masami Goto

後藤正巳

大月市政策推進課

特集

4

自立計画の背景

①

人口減少社会への移行

我が国は、本格的な少子・高齢化社会へ突入し、総人口は平成十八年にピークを迎え、その後、減少に転じるといわれています。

今後、一部の大都市や住民を引きつける魅力的なまちづくり成功した自治体を除けば、全国各市町村のほとんどで人口が減少することになり、本市もこのままでは、平成十九年には市制施行以来保っていた三万人台を割り、二十一年には二万人台になることも予想されます。

厳しい財政見通し

長引く景気の低迷から市税等の収入の伸びは期待できず、三位一体の改革による補助金の廃止・縮減、交付税の見直しが進む中、地方の財政は楽観を許

さない厳しい状況にあります。

本市財政の歳入規模も、平成十七年度の百二十三億円から、二十六年には百一億円程度まで縮小することが予想され、歳出に占める市債残高比率の上昇や扶助費をはじめとする義務的経費の増大も避けられません。また、市域の八〇%以上を山林が占め、その中に集落が点在する地域事情や公共施設の老朽化など、一定水準の投資的経費の確保も必要となっています。

特例法期限内での合併を断念

このような中で、多くの自治体が、生き残り策の一つとして市町村合併を推進し、本市も近隣自治体との合併を模索しましたが、協議会設置には至りませんでした。このため、合併特例法の期限内での合併は見送りでしたが、行政の効率化の観点か

らも、近隣自治体との広域行政を推進することは重要であるとの考えに立ち、将来的には合併を志向しながらも、当面は単独での市政運営を決定し、平成十六年三月、「大月市自立決意」を発表して、「自主独立の精神をもつて市政運営をはかる覚悟」を表明しました。

行政経営手法の確立

当然のことながら、合併を実現した市や町は、新市(町)建設計画等を策定し、将来像を示しながら、行政と住民が一体となつて新市の建設に取りかかっています。

その中であつて、合併しなかつた市町村が旧来型の行政運営を続けていけるはずはなく、むしろ合併しなかつた市町村こ

「自立」実現のため NPMの考え方を導入

地方分権一括法の施行により、市町村への権限移譲が進むとともに、構造改革特別区域法や地域再生法の施行により、地方公共団体の自主的・自立的な取り組みを最大限に尊重して、

そ、今後どうあるべきかを真剣に議論すべき時であるつと考えます。

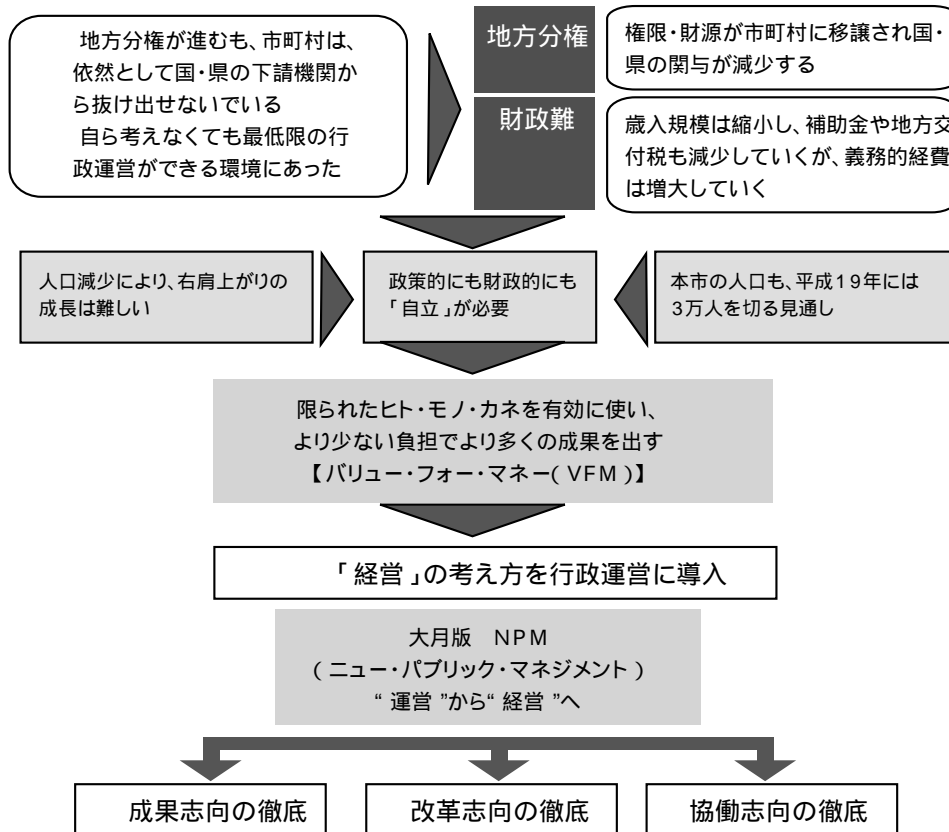
ただし、将来展望として、企業誘致による地元経済の活性化や人口増による税収増等は、全国の自治体で実現するのは非常に厳しいものと考えられます。し、これらの実現のためには、より以上の創意工夫と時間が必要になります。さらに、市の長期的ビジョンは、市民アンケート等を通じ、市民の意向を反映した総合計画等の中に盛り込むものとし、「自立計画」においては、ある程度の社会経済情勢の変化にも左右されることの少ない「行政経営手法」を確立して、自立した自治体を目指すものとなりました。



地方分権一括法の施行により、市町村への権限移譲が進むとともに、構造改革特別区域法や地域再生法の施行により、地方公共団体の自主的・自立的な取り組みを最大限に尊重して、地域の特性に応じた多様な分野で地域の活性化を図ることができるとなりました。

このことにより、自治体職員

(表一) 大月版行政経営の考え方



ながっていきまますので、「自己決定、自己責任」の原則に立ち、市民の叡智と創意を結集した協働によるまちづくりが必要になっていきます。

また、ソフト、ハードの両面から、限られた資源を有効に活

用し、より少ない負担で、より多くの成果を出す、民間経営の考え方を公共部門にあてはめた「NPM(ニュー・パブリック・マネジメント)」の考え方を導入することとしました。

「大月版NPM」

三つの方向性

③

表一に示したとおり大月版NPMを実践するため、三つの方向性を設定しました。

成果志向の徹底

これまでの行政は、施策や事業を執行すること自体を目的化する傾向にあり、その結果、施策や事業がどのような「成果」を上げたかについては明確な評価が行われず、成果があまり見られない事業でも、なかなか廃止や縮小ができず、そのまま続けられることも少なくありませんでした。

これからは「どうしたか」という手続きや経過だけではなく、「どうなったか」という成果を重視する考え方に切り替えるため、行政評価システムを導入しました。

「行政評価」をしつかりと機能させることによって、施策や事業の政策目的に立ち返り、投じた予算に対して目標とする成果が上がっていない場合は改善策を検討するとともに次年度の

予算編成につなげる、いわゆるPDCA(Plan, Do, Check, Action)サイクルの確立を目指しています。

改革志向の徹底

改革の成功の可否は、実行する職員一人ひとりの「意識」にかかっていますので、市役所全体を市民のために思いと想うことに挑戦していくことができる「組織文化」に変えていく必要があります。

とりわけ、職員の待遇については、業務態度や実績を反映することが難しく、「仕事をしてもしなくても同じ」という意識が浸透しています。

このため、人事評価制度の導入を目指し、来年度にはリーダー以上を対象にした目標管理システムを立ち上げようと調査研究を開始しました。

また、自立計画の浸透を図るため、計画冊子を職員全員に「研修用テキスト」として配布するとともに、行政職員全員を

対象とした「自立計画推進のための職員研修」を実施しました。若手職員には「あるがままシート」の記入を実施し、業務等を通じて現在感じている市役所内の長所、短所を「あるがまま」に書いてもらい、それらを体系的に整理、分析することにより、庁内改革に役立てようと考えています。

また、リーダー補佐クラス研修では、若手職員の意見を受けて、自立計画を進める上での決意を一人ひとり「やるぞシート」に記入してもらいました。この「やるぞシート」は、最終的には全職員に書いてもらい、名前を明示して、庁内に配布する予定で、課ごとに一覧表にして掲示することも検討しています。

管理職研修では、若手職員からの改善方策や中堅職員からの意気込み、提案などをヒントに、自立計画推進に資する具体的方策について、グループ討議してもらい、その成果を発表し、妥当性、実現の可能性などについて講評し合いました。

協働志向の徹底

厳しい財政事情や公務員の削減等を考えれば、今後も、今までと同様の住民サービスを継続

していくのは非常に難しくなっていくと考えられますので、市民ができることは市民が、市民一人ではできないことを地域が、地域ができないことを自治体が担うという「補完性の原則」に立ち返ることが必要になってきます。また市民サービスの中には、施設の維持管理を含め、民間企業にまかせる方が効率的で質も高い場合や地域活動の拠点となる施設の維持管理などは、市民に担ってもらう方が効果的な場合もあります。

さらに、福祉、環境、生涯学習など、多様な分野におけるボランティア、NPO等による市民の自主的な活動の促進や活躍の機会を創出する必要もあります。

これからは、あらゆる面で市民と行政の役割分担を見直し、相互に効果的な連携を行いながらまちづくりを推進して行くため、地域が自ら課題を解決していくためのしくみづくりや、市内の各種団体、グループ等の人材育成、資金調達などの支援のほか、情報提供、コーディネート機能を業務とした市民活動支援担当を企画財政課内に設置しました。将来的には市民による観光案内、地域資源のPR、特

製品の開発などをはじめとした観光振興のほか、商店街活性化等におけるコミュニティ・ビジネスの支援を行うなど、市民の

基本プログラムへの取り組み

自主的な活動機会を創出し、市民の活力をまちづくりに活かそうと考えています。

④

大月版NPMを具体的に実践するため、「最重要施策」として

- (1) 行政評価システムの確立
 - (2) 公共施設・サービスの見直し
 - (3) 市民参画支援の充実を、また、「重要施策」として、
 - (1) 財政運営の改善
 - (2) 業務の生産性向上
 - (3) 政策形成能力向上
 - (4) 職員の意識改革
 - (5) 市民参画機会の拡充
 - (6) 情報提供の充実
 - (7) 協働体制の構築
- の七つからなる施策を基本プログラムとして設定しました。(表二)「大月版NPMモデル

ルの施策体系」

これらの実践にあたっては、今年度から、各課の重要推進事項、課題解決事項について、市長から全課長に「市長指示事項」として明示し、九月までの半期については、毎月その進捗状況を報告することになっており、自立計画の「基本プログラム」と「市長指示事項」の大部分が重なっていることから、この報告により進捗状況を確認しているところ です。

おわりに

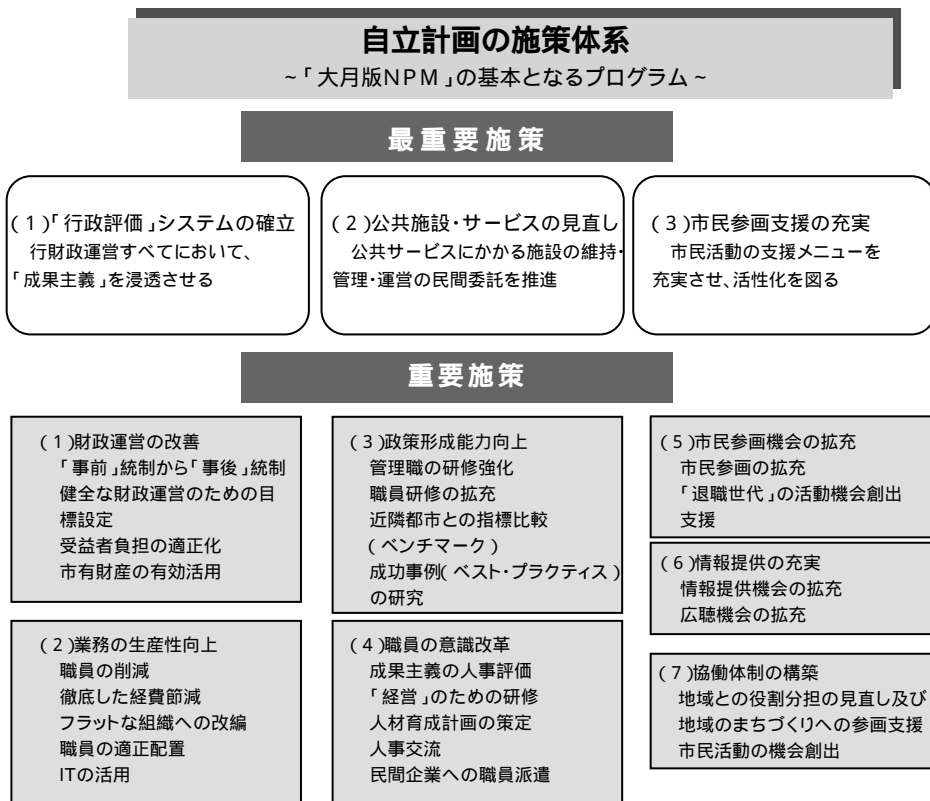
⑤

「自立計画」に掲げた内容については、特に目新しいものがあるわけではなく、自治体として当然実施すべきこととして、多くの市町村が早くからこれら

の施策に取り組んでいますし、本市においても、取り組みを進めてこなかったわけではありませんが、

しかし、今までの取り組みは、

(表二) 大月版NPMモデルの施策体系



どちらかというところや県などの指示によるものが多く、自主性・主体性に欠けたため、口では改革といいながら、今一歩踏み込めないでいたのも事実です。

自治体を取り巻く環境は、今までとは比べものにならないく

らい変化してきますので、私たち自治体職員も今までの考え方にはもう限界にきていることを認識する必要があります。「自立計画」は、職員にそのことを自覚してもらって役割も担っていると考えています。

「合併コーナー」

市町村合併の推進状況について

「市町村の合併の特例に関する法律」以下「旧合併特例法」という。昭和四十年に十年間の限時法として制定され、その後、昭和五十年、昭和六十年及び平成七年にそれぞれ十年間延長されました。平成七年には、三回目の期限の延長がなされ、市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村合併の推進と併せて合併市町村の建設に資することを目的に住民発議による合併協議会設置請求制度の創設、市町村建設計画の内容の充実などの改正が行われました。その後、平成十一年には地方分権一括法により、住民発議制度の拡充、地域審議会及び合併特例債の創設などの改正がなされ、さらに平成十四年には、合併協議会の設置に係る住

民発議制度の拡充と住民投票制度の導入などの改正が行われました。

旧合併特例法の制定以降、全国の市町村数は、微減の状況が続いていましたが、旧合併特例法の期限切れを前に市町村合併は急激に進展し、平成十一年法改正前の平成十一年三月三十一日時点の三千二百三十二から平成十八年三月三十一日時点では一千八百二十二と市町村は一千四百十減少し、減少率は四三・六％になる見込みとなっています。

このように今回の市町村合併が進んだ背景には、国・地方を通じた厳しい財政状況下で地方分権の推進、少子高齢化の到来に対応し、住民への行政サービスの維持・向上を図るため、市町村の行財政基盤を強化しなければならぬという考えがありました。本県では、昭和三十五年四月一日の櫛形町と豊村の合併以降、市町村合

併は行われず、市町村数は六十四のまま推移していましたが、平成十五年四月一日の新南部町の誕生を皮切りに、市町村合併が進展し、本年度末には二十九市町村に減少する見込みとなっており、減少数では三十五、減少率は五四・七％となり、全国平均を上回る状況となっています。

しかし、一市町村当たりの人口で比較した場合、全国平均六万五千四百一十一人に対し本県の平均は、三万六百二十七人と依然として市町村の規模は小さく、県内には未合併の人口一万未満の小規模な町村が十残されています。

今後、小規模市町村は、住民の要請に応え十分な行政サービスを提供していくことは困難となってくると考えられ、引き続き自主的な市町村合併を推進する必要があります。

市町村の合併の特例等に関する法律について

平成十七年三月三十一日で期限切れを迎えた旧合併特例法に代わり、「市町村の合併の特例等に関する法律」以下「合併新法」という。平成十七年四月一日から施行され、引き続き五年間自主的な市町村合併を推進することとなりました。

主な内容としては、まず市町村の合併に関する障害を除去するための措置として地方税の不均一課税、議

合併新法下における

自主的な市町村合併の推進について

員の在任特例等の特例措置は存置する一方で、市町村の合併に関する財政優遇措置の典型的事例とされる合併特例債を廃止し、地方交付税の合併算定替について現行の特例期間十年を段階的に五年間に短縮するなど旧合併特例法に規定されているような財政優遇措置は講じないこととされました。

また、市町村の合併に際し、合併関係市町村の協議により、一又は二以上の旧市町村単位に一定期間五年以下（法人格を有する「合併特例区」を設置できる制度や、法人格を有しないが区長を置くことができる「地域自治区」の特例が創設されました。

さらに、新たに市町村合併推進のための方策が規定されています。その内容は、総務大臣が定める、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針¹に基づき、都道府県が市町村合併の推進に関する構想²（以下「構想」といふ）を作成し、この構想に基づき、都道府県知事が市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあつせん、調停を行わせることや、合併協議会の設置勧告、合併協議推進勧告等を行うことにより、市町村合併を推進するといったものです。

以上のとおり、合併新法下では、自主的な市町村の合併を推進するに当

たって、都道府県の果たす役割は従来にも増して重要なものとなっております（資料1、2参照）。

* 自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針（平成十七年五月三十一日総務省告示第六四八号）の要点

1 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

（1）市町村の合併を推進する必要性
地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域行政への対応により効果的で効率的な行政運営等の要請に因應していくため、引き続き自主的な市町村合併が必要である。

（2）合併新法における市町村の合併の基本的考え方

市町村合併の推進に関する構想の作成や合併協議会設置勧告等の措置を講ずることができるなど、都道府県は従来にも増して

重要な役割を担う。

合併特例区等の制度の創設

合併算定替、議員の在任特例等の措置は基本的に存置（合併特例債廃止、合併算定替の適用期間の短縮）

（3）政府における市町村の合併を推進するための施策

広報・啓発、情報提供、相談体制の確保充実等、市町村合併支援本部における連携措置、市町村の合併に係る必要な支援措置

2 構想を定めるに当たりよるべき基準

（1）審議会の設置

速やかに審議会を設置し、構想の作成について十分に審議し、検討を行うこと

（2）構想の内容

自主的な市町村の合併の推進に

関する基本的な事項
市町村の現況及び将来の見通し
構想対象市町村の組合せ

（ア）生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村

（イ）更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核都市、特別市等を目指す市町村

（ウ）概ね人口二万未満を目安とする小規模な市町村

（地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧合併特例法下市町村の合併を行った経緯についても考慮）

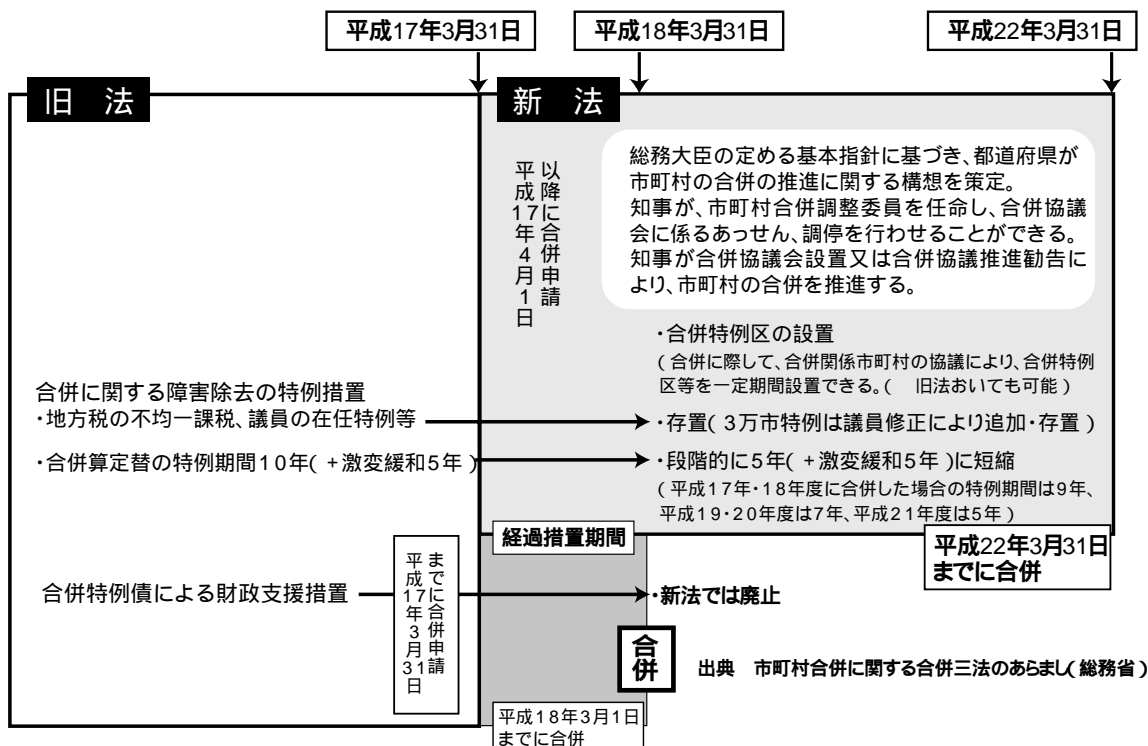
自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置
本県の取り組みについて

.....
本県では、合併新法に基づき、構想について調査審議するため、「山梨県

合併コーナー

旧合併特例法と合併新法との比較

(資料 1)

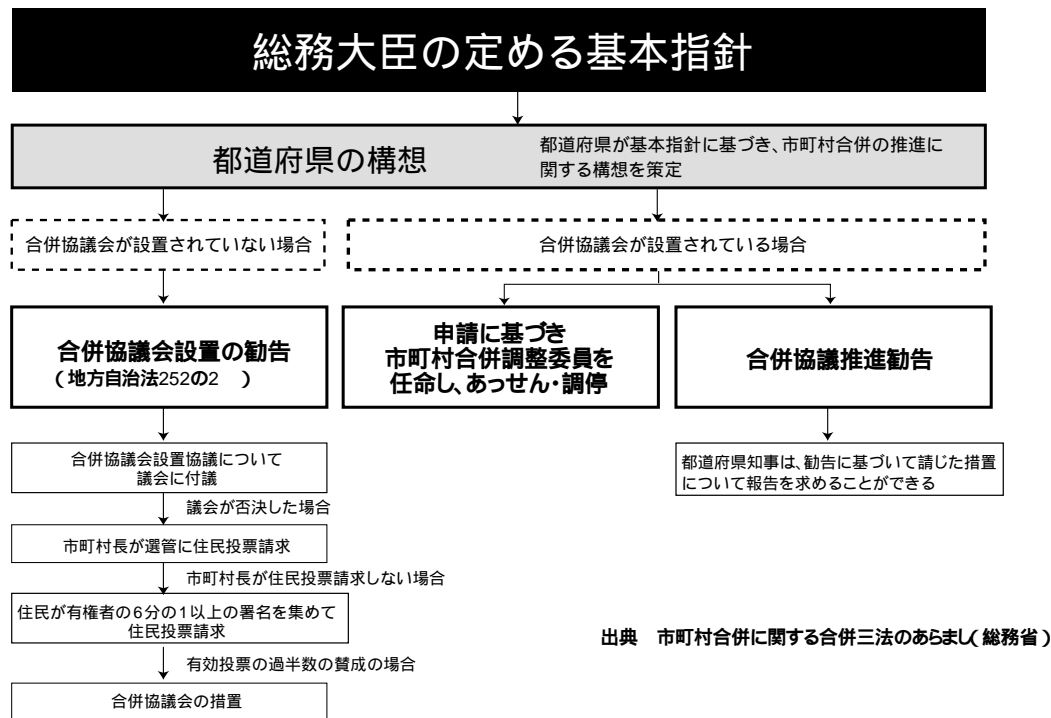


市町村合併推進審議会」を設置し、平成十七年七月二十七日の第一回審議会では、これまでの本県の市町村合併の推進状況や小規模町村の現状と課題などについて、調査審議が行われ

ました。平成十七年八月二十三日の第二回審議会では、人口一万未満の小規模町村の地理的状況の確認や首長からの意見聴取を内容とする現地調査を実施しました。

市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)

(資料 2)



今後も、この審議会において十分に審議・検討を行い、本年中に予定されている答申を受けて、できる限り早期に構想を作成していく方針となつていきます。

提言

「思い切った少子化対策を」

苦言



Hiroshi Watanabe

渡邊 洋

(株)サン宝石 代表取締役社長

私の会社は、小学生、中学生の子供達にアクセサリーを通信販売で売るビジネスをしている。父親の代からなので、もう仕事を始めて三十五年になる。貴金属などの高額品を扱う会社からは、バブル崩壊以降、景気に左右されない顧客でいいところを目指しましたねとよく言われた。ただ商売の原点は、顧客の欲しい物を提供することであって、顧客が特異だから当社が楽な仕事をしているのではないと思う。

逆に最近では当社の顧客の特異性が、商売に悪い影響を与えているのではないかと思うことがある。子供の数が激減しているからだ。特に田舎の子供が減っている。私は自分の商売に関わるから、子供の数を増やすべきだ。なんて言いつつもりはない。子供の数が少なくなったら別のマー

ケットを考えればいい、別の発想で考えればいい。子供の減少は、地域での衰退をもたらすのではないかとこの危機感から少子化を危惧するものである。

県は今年四月から「やまなし子育て支援プラン」をスタートさせた。全百二十二ページにわたる膨大な企画書だ。第一章総論では、少子化の動向に対しての分析と指針が述べられている。そして第二章各論で(1)多様な保育ニーズへの対応(2)子育てにかかる負担感の軽減等八項目にわたって対策が述べられている。これを見て感じるのは、実に多様な対策が掲げられており本当に平成二十一年までに実行できるのかということ、こんなことで少子化は防げるのかという疑問だ。重箱の隅をつつくようだが、「親子を対象に畜産

物の生産現場での体験や意見交換」とか、高齢者や障害者等をはじめ誰もが安全で快適に鉄道駅を利用できるようにするための駅の施設整備への助成」といった対策まであり、これらがどう少子化対策に結びつくのか良く分からない。最も肝心の経済的負担の軽減では、小学校第三学年終了前までの児童の養育者に第一子および第二子五千円/月、第三子以降一万円/月の児童手当を支給することの二項目しかない。

理想数の子供を産めない理由として、「子供を育てるのにお金がかかる」というのが圧倒的に多い理由だ。「教育をめぐる状況に不安がある」とか「遊び場など子供が伸び伸びと育つ生活環境がない」といった理由は下位の理由だ。県のプランはこつこつと下位の理由に対する対策に終始しているように感じる。すなわち経費も掛けない代わりに、まったく効果も上がらない政策が百四十三事業列記されているだけのようない気がしてならない。少子化対策としたら、まず金を出すこと、経済的理由から子育てをあきらめていく人達に経済的支援をして出産を促すしかないと思う。

七月に山梨日日新聞紙上の一面特集で、「人口減社会 止まらない少子化」という特集が組まれたので読まれた方も多いと思う。それを読んで感じる県の姿勢は、予算がないから実効性ある政策が行えないということのようだ。紙面にもあるように、道路やダムを予算を削って思いま思い切ったカネを少子化対策に掛けるべきだと思う。要は優先順位の問題で、将来の山梨県をどういう県にしたいのかといったビジョンの問題でもあるような気がする。ビルが建ち、田舎道がどこまでも舗装されている、しかし人がほとんどいないような将来ビジョンを描くのか、ビルなんかなくて道路もがたがた、それでもいっぱい子供がいる、そんな社会を求めめるのかの価値観の問題のような気がする。

山梨の偉大な戦国武将、武田信玄は、人は石垣、人は城」といった。人が何よりも大切で、人こそビルや道路に代わるものといったことだろう。山梨は武田信玄の末裔の国として、人を大切に、子供たちであふれた国にしていくべきだと思う。そしてそこに「そ予算を使うべきだと思

がんばるって。

県と市町村、また市町村間において職員交流が盛んに行われています。今回は市町村から県市町村課に研修のため派遣されている職員の皆さんに登場していただき、近況を紹介してもらいました。



市町村課
小澤 裕一
(甲斐市)

「緑と活力あふれる生活快適都市」甲斐市から、市町村課行政選挙担当の研修生としてお世話になっている小澤裕一と申します。

昨年10月からの市町村課での研修期間を振り返りますと、毎日が充実していたため、あっという間に時間が過ぎてしまったように思います。行政選挙担当の業務は、実に幅広く、奥が深い仕事で、地方公務員の基本であります地方自治法を始め、地方公務員法並びに公職選挙法、加えて地方公務員等共済組合法まであらゆる法律に基づいて様々な仕事を行っています。実際には、恥ずかしいことですが、市町村課に来て、初めて聞いた若しくは目にした法律もいくつかあり、今でも市町村の方から質問を受けますと戸惑い、四苦八苦して過ごしています。

しかし、この研修を通じて、今までとは違った視点で地方公務員としての仕事を見ることが出来たことや、市町村課の方々の仕事に対する姿勢を肌で感じられたことは、これから仕事していく上で大きな財産になるものと考えています。

最後になりますが、良き先輩及び良き同僚に恵まれた現在の境遇に感謝するとともに、残り僅かな期間を精一杯がんばりたいと思います。



市町村課
武井 万典
(南アルプス市)

南アルプス市からの研修生として市町村課企画振興担当でお世話になっています武井万典(かずのり)です。

市町村課での日々も、早いもので5ヵ月が経ち、毎日の電車通勤と新しい職場環境にもようやく慣れ始めたところです。

4月初旬は、立場の違いと今まで経験したことのない企画分野での業務担当に戸惑いや不安もありましたが、地域施策等への交付金や助成金事務の他、地域づくりに係る業務を通じ、国や県、市町村の多様な取り組みや特色ある考え方に触れることができ、地域づくりの楽しさを実感するとともに、多くの発見に充実感のある日々を過ごすことができています。

研修期間も残すところ7ヵ月。県の視点と市町村の視点の両方を経験できること、また、日ごろから公私共にお世話になっている県職員の皆様に感謝し、この貴重な時間がこれからの人生において有意義なものとなるよう、一つでも多くのことを吸収していきたいと思っております。



市町村課
木村 竹実
(六郷町)

本年4月から「日本一のはんこの町 六郷町」より研修生として市町村課合併・広域行政推進担当でお世話になっています。早いもので研修期間が5ヵ月を過ぎ、十数年ぶりの新入職員の緊張感をもって市町村課事務室に入室したはずでしたが、今では人一倍大きい笑い声が聞こえるそうです。

さて、合併・広域行政推進担当として、市町村合併に関する県民の方からの問い合わせや、総務省などの関係機関からの照会などに法令や書類を開き日々格闘していますが、業務量の多さと質の高さに圧倒され行き詰まる度に、市町村課の皆様には適切な指導と助言をいただき、私自身充実した毎日を過ごしています。

多忙な毎日ではありますが、町ではできない貴重な経験と県職員の方々や各市町村からの研修生との交流、そして市町村課の皆様の仕事への取り組み方をご指導いただけたことは、私の貴重な財産となるものと思います。

残り7ヵ月を、有意義な研修とするためにも一つでも多くのことを吸収し、今年10月1日に新設合併する市川三郷町での業務に活かせるようがんばります。



市町村課
小佐野 健二
(富士河口湖町)

富士河口湖町からの研修生として、4月から、市町村課税政担当でお世話になっております。

今までは、勤務先まで歩いて5分という通勤時間が、現在は、車で1時間以上という比べものにならない程の差があり、おかげさまで早起きになりました。

富士河口湖町では、税務に関する部署での経験はありましたが、税政担当の業務は市町村税の事務のみでなく、様々な仕事があり、その対応に非常に苦勞をしている毎日ですが、上司・先輩方の御指導・御助言をいただきながらがんばっています。

町の視点から県全体へ目を向けるという今まで経験したことのないことであり、また、指導を受ける立場から指導・助言を行う立場へと全く逆の仕事内容になっているわけですが、あと半年という短い期間、この貴重な経験を基にたくさんの方の事を学び今後の仕事や人生に活かせればと思っております。



市町村課
赤池 大介
(身延町)

昨年の10月から、市町村課財政担当にお世話になっている赤池です。合併直後の新・身延町から派遣されました。

前任から引き継ぎの説明を受けた際、その内容の難しさに、「大変なところへ行くことになってしまった・・・。本当に1年間やれるのか・・・？」と冷や汗が流れました。実際に業務が始まると、その不安は的中。これまで財政経験がないこともあり、まず、日常的に飛び交う用語(略語)からして全く分かりません。市町村からの質問も、その意味を理解するまでが一仕事。業務量の多さ、スピードの速さ、密度の濃さに戸惑いながらの毎日でした。

11ヵ月が過ぎた現在も、相変わらず時間に追われる日々ではありますが、それでも全身で心地よい充実感を味わいながら業務にあたっています。これまで、総務省への出張や市町村へのヒアリング、また、市町村の財政担当の皆さんを前にしての説明会など、町ではできない貴重な経験をさせていただきました。課の上司や先輩方、他の研修生の皆さんにも恵まれ、業務内容について指導していただいただけでなく、皆さんのプロとして仕事に取り組む姿勢に触れることができたのも、非常に大きな収穫です。

思いがけず、研修期間が半年延長され、今年度の終わりまでお世話になることになりました。残された時間をめいっぱい活かし、少しでも多くのことを学んで町に帰りたいと思います。



市町村課
手塚 克巳
(笛吹市)

本年4月から、笛吹市からの研修生として市町村課行政選挙担当でお世話になっています。旧石和町から職務の大半が土木行政に携わっていた自分にとって、作業着(ほぼ一年中クールビズ)からスーツへの変身だけではなく、頭の中身の切替えも必要でした。市町村課での業務が全く未知の世界だったため、不安一杯で4月1日に登庁した気持ちは今でも覚えています。

それから5ヵ月、こんなに早い月日の経過は、自分が30代半ばという理由だけでは説明できない、非常に濃密で、充実したものでした。そんな私の業務は(新聞紙上を賑わす度にちょっとした緊張感を覚えますが)法改正を踏まえた抜本的な見直しを検討している「住民基本台帳」、住民票の広域交付や住基カード関係等の「住基ネット」の両事務が中心で、住民基本台帳法やこの担当のバイブルとも言える本を片手に、日々奮闘しています。

また、県庁に籍を置くと、市町村行政を今までとは違う視点で見ることができると、一つの業務を双方の立場で考えられる、ひと味違う公務員になれる気がします。そして何より、県職員の方々や、他研修生との出会いは、何にも代え難い財産になります。

忙しい毎日ではありますが、職場の諸先輩方、研修生、市職員からの叱咤激励を受け、1年という限られた期間での貴重な経験を糧に、今後は歩んで行きたいと思っています。



市町村課
跡部 秀之
(北杜市)

昨年10月から、当時武川村(現在は合併して北杜市)からの研修生として市町村課税政担当でお世話になっています跡部秀之です。

研修生として着任した当時は、「玄関開けたら徒歩3分で役場」の生活から「人生初の電車通勤」により3kg程度体重が減ったのを覚えています。(今では、リバウンドでベルトの穴が一つ広がりました。)

現在、私は、固定資産税関係を担当していますが、これまで税の実務経験がなかったため、市町村からの複雑困難な固定資産税制への問い合わせと国からの各種税制調査の仕事に苦戦している毎日です。市町村課の皆様には大変ご迷惑をおかけしていますが、貴重なご指導と助言をいただきながら充実した研修生生活を送れていることにこの場を借りて感謝いたします。

今後は、自ら望んでも得ることができない現在の環境に感謝するとともに、残りの研修期間を意義のあるものにしていきたいと思っております。

当初、研修期間については1年間と伺っていましたが、諸事情により半年延長になると聞き及んでおります。公務員としてさらに貴重な経験と財産が得られると感じると同時に、北杜市合併直前に市町村課へ出向した私は、さらに浦島太郎の状態が続くことが少々不安です。



市町村課
岩下 浩司
(山梨市)

本年4月から、市町村課財政担当の研修生としてお世話になっております岩下浩司です。

私は、今年の3月合併したフルーツの郷「新山梨市」より大志(?)を抱きやってきました。

当初は、山梨市での仕事リズムとは多少異なり、冷や汗をかく毎日が続きました。そんな中、4月中旬から6月までの3ヵ月間で、市町村への説明会(公営企業決算統計・地方債・公共施設状況調査)が立て続けに行われ、「壇上に立ち、説明する」今までに無い緊張感が体中を走ったのを覚えています。「もう少し上手に説明が出来れば」と、思い返すこともありますが、今は、大変貴重な経験をさせて頂いたことに感謝をしています。

業務の方は、主に公営企業会計を担当しています。(上下水道・病院・観光・電気事業等です。)山梨市にいる頃3年間ほど財政の担当をしたものの、一般会計の経理・決算とは異なり、とてもマニアックで奥の深い世界です。より民間経理に近く、ある程度営利を考慮する点、資産の管理と、複式簿記の解らない私は、決算書や予算書を解読するのに、日々悪戦苦闘しております。また、直接的な言動での指導は余りありませんが、市町村課職員の仕事に対する妥協無き徹底ぶり、ポテンシャルの高さは、そこに居るだけでも十分勉強になります。それは、仕事以外の面からも確かに伝わります。

来年3月までの残り半年間、ありったけのものを吸収し山梨市へ帰るつもりです。市町村課で培われつつあるものを、今後の行政活動に反映できるように頑張っていきます。

住基ネットに係る 二つの地裁判決

県市町村課行政選挙担当

はじめに

住民基本台帳ネットワークシステムは、これまで特段の支障もなく円滑に運用されてきており、利用事務も年々拡大され、全国に定着したシステムとなりつつあります。

こうした中、今年の五月三十日には金沢地裁で、翌三十一日には名古屋地裁で、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という)の運用の差し止め等を求める訴訟について、判断の全く異なる判決が出されました。両訴訟の請求の趣旨はほとんど同一です。

本稿では、両判決を概観するとともに、総務省の見解等を整理します。

住基ネット差止等 請求事件の判決 の概要

石川県と愛知県の複数の住民が、それぞれ金沢地裁及び名古屋地裁に提訴していた住基ネット差止等請求事件は、いずれも国と県、住基ネットを管理する(財)地方自治情報センターを相手とした訴訟であり、住基ネットからの離脱(原告の本人確認情報の削除)と一人当たり二十二万円(原告)の損害賠償をその主たる請求内容としています。

両地裁の判決の概要は次のとおりです。

【金沢地裁の判決】

(主文)

県は、原告らに関する本人確認情報について、

住基法別表に掲げる国の機関及び法人に提供してはならない。地方自治情報センターに事務を委任してはならない。また、本人通知してはならない。

住基ネットの磁気ディスクから削除せよ。

地方自治情報センターは、

県から受任した原告らに関する本人確認情報処理事務を行ってはならない。

原告らに関する本人確認情報を磁気ディスクから削除せよ。

国に対する請求並びに県、地方自治情報センターに対するその余の請求を棄却する。

(裁判所の判断)

プライバシーの権利は、いわゆる人格権の一内容として憲法二三条により保障されていると解すべきである。プライバシーの権利には、自己情報コントロール権が重要な一内容

として含まれると解すべきである。

住基ネットは、住民に相当深刻なプライバシーの権利の侵害をもたらすものであり、他方、住民基本台帳に記録されている者全員を強制的に参加させる住基ネットを運用することについて、原告らのプライバシーの権利を犠牲にしてもなお達成すべき高度の必要性があると認められることはできない。

このため、自己のプライバシーの権利を放棄せず、住基ネットからの離脱を求めている原告らに適用する限りにおいて、改正法の住基ネットに関する各条文は憲法第一三条に違反すると結論づけるのが相当である。

【名古屋地裁の判決】

(主文)

原告の請求をいずれも棄却する。

(裁判所の判断)

住基ネットは、全国規模での本人

確認情報の検索、確認を可能とするものであり、その必要性は認められるといふべきである。

住基ネットの施行に伴い、本人確認情報保護のため、種々の措置が講じられており、住基ネットが、本人確認という目的以外に使用されたり、個人のプライバシーに係る法的利益に対する侵害を引き起こすような危険なシステムであるとは認められない。

住民票コードが個人情報と結合させる起点として利用されている証拠もなく、住民票コードが割り振られたことにより公権力による国民個人の情報の一元的な管理が可能となるものでもない。これによって原告らが何らかの権利ないし法的利益を侵害されたとは認められない。

両

判決に対する マスコミの論調

判断の異なる二つの判決が日をおかずに出されたことから、全国紙のいくつかは、六月一日付け社説の中でこの問題を取り上げています。

ある社説は、住基ネットからの離脱を求める人の意向を無視するのは

プライバシーの侵害とする金沢地裁の判決を評価し、当該ネットを利用するかどうかは自治体や個人の選択に委ねられるべきであり、利用しないことによる不利益は、自らが受容すればよいとする主張を展開しています。

これに対し、住基ネットが本人確認の目的以外の使用やプライバシー侵害を容易に引き起こす危険なシステムとは認められないとした名古屋地裁判決を極めて妥当な判断と評価している社説があります。

基礎年金番号システムのように四情報のほか収入や勤務先、扶養関係、振込口座番号などを一元的に管理するシステムが既に存在することを指摘しながら、住基ネットは電子政府・電子自治体構想の基盤になるものであり、情報技術(IT)社会の中で育てていくべきシステムだと主張しています。

マスコミの論調もまた、二つに分かれています。

総

務省の見解

総務省自治行政局市町村課では、両判決を踏まえる中で、金沢地裁判決については、住基ネットについての

理解が得られず、県などの主張が認められなかった部分があったことは極めて遺憾に思っている。関係機関と相談し、しかるべき対応を行っていきたい旨の、また、名古屋地裁判決については、住基ネットの適法性、有効性について国の主張の正当性が認められたものと理解している。今後も、総務省として、従来どおり、住基ネットの適切な運用に努めていく旨のコメントを発表しました。

さらに、金沢地裁判決に対し、県及び地方自治情報センターが控訴状を提出するに当たり次のとおりコメントを発表しています。

「(略)個々の住民が拒否する場合には本人確認情報を都道府県や国の行政機関等が利用することを認めないこととするならば、各行政機関において住基ネットを利用した事務処理と従前の事務処理の二重の事務処理を余儀なくされ、情報通信技術を利用して住民サービスの向上や行政事務の効率化を図ることが不可能になることから、このような結論は是認できないと考えております。住基ネットは、電子政府・電子自治体の基盤であり、行政手続の一層のオンライン化を進めるために不可欠であることから、正しい理解が得られる

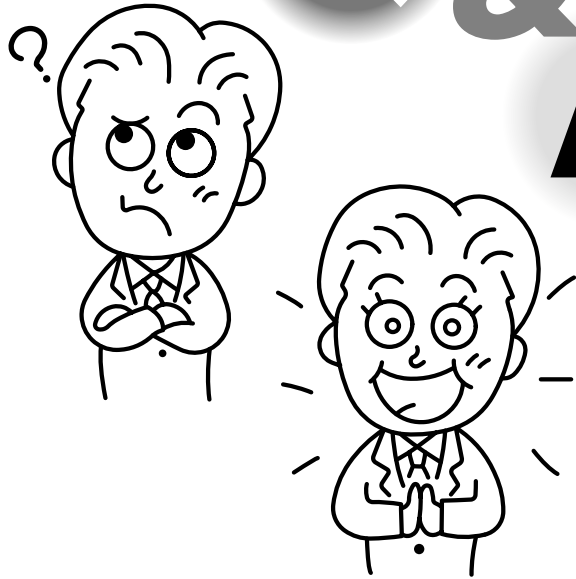
よう、総務省としても、最大限の努力をして参りたいと考えております。」

お わりに

現在、全国の十三の地方裁判所で、国等を被告とする住基ネット関連訴訟が係属中ですが、今後も、それぞれに異なる司法判断が示されるならば、システムの安定性や信頼性といった面への影響が危惧されることとなります。

住基ネットは、総務省のコメントにもあるとおり、住民の利便性の向上や行政事務の効率化に有益であるとともに、電子自治体を構築していく上での基盤となる重要なシステムです。本県においては、今後とも、法令に基づき、住基ネットの適切な運用に努めるとともに、引き続き、電子自治体の実現に向けた精力的な取り組みを進めていく必要があると考えています。

自治 Q & A



お答えします

県内の市町村が出資する第三セクターの状況について教えてください。

Q

A 市町村の出資しているいわゆる地方公社（第三セクター）及び地方三公社の設立状況及び経営状況等について、平成十六年度に総務省が実施した「第三セクター等の状況に関する調査」を基に説明したいと思います。

地方公社の数
平成十六年度には市町村合併に伴う

法人の統合が一件あり、現在法人数は四十三法人となっています。

地方公社の種類

四十三法人を業務分類で見ると、観光・レジャー「十一法人」、教育・文化「十法人」、地域・都市開発「八法人」、農林水産「四法人」、商工「三法人」、その他「三法人」、運輸・道路「二法人」、社会福祉「一法人」、情報処理「一法人」となっています。

地方公社の法人形態

法人形態は民法法人（財団法人など）が十九法人、商法法人（株式会社など）が十七法人、地方三公社（県内は土地開発公社のみ）が七法人となっています。

地方公社に対する出資の状況

出資金の総額は二、九〇三、七三三千円で、このうち市町村が出資している額は、一、四一六、六二五千円で、出資総額の四八・九％を占めています。法人形態別では民法法人が一、一五三、二三三千円のうち九五三、三二五千円（八一・七％）、商法法人が一、六九七、五〇〇千円のうち四一〇、三〇〇千円（二四・七％）、地方三公社が五三三、〇〇〇千円（一〇〇％）となっています。

地方公社の役員数

役員数は四百七十一人で、そのうち地方公共団体退職者が十五人、地方公共団体出向者が九十四人となっています。また職員数は四百八人で、そのうち地方公共団体退職者が九人、地方公共団体出向者が四十一人となっています。

地方公社の経営状況

地方公共団体からの出資割合が二五％未満の五法人を除く三十八法人を対象（「も同様」とした平成十五年度の経営状況を見ると、黒字（経常利益を計上）が二十五法人、赤字（経常損失を計上）が十三法人（民法七、商法三、公社三）となっています。また累積欠損金を有する法人又は正味財産が減少した法人は六法人（商法五、公社一）となっています。

財政支援の状況

市町村から補助金を交付されている法人は二十法人（民法十七、商法一、公

社二）で、平成十五年度の交付総額は五四八、一七二千円となっています。また貸付金を受けている法人は四法人（民法一、商法一、公社二）で、平成十五年度末現在の貸付残高は二、五六四、二二四千円となっています。

そのほか、地方公社の金融機関等からの借入に関して、市町村が金融機関と締結した損失補償契約に係る債務残高を有する法人、及び市町村が債務保証を行っている地方三公社は八法人あり、損失補償契約に係る債務残高が一七〇、五〇三千円（二法人）、債務保証契約に係る債務残高は三八、一〇八、九二六千円（六法人）となっています。

情報公開の状況

条例・要綱等により情報開示を定めている法人は三法人となっていますが、情報公開を積極的に行っており、三十六法人で財務諸表等の情報を公開しています。

点検評価体制の状況

経営に関して、有識者等から構成される委員会等を開催するなど、定期的な点検評価の体制が整っている法人は、二法人となっています。

以上、県内の地方公社の状況について概略を説明しましたが、地方公社を取り巻く状況も大きく変化する中で、経営状況が深刻化するなど一段と厳しさを増していることから、その運営改善等に積極的に取り組むよう、平成十五年十二月十二日付けで、「第三セクターに関する指針（平成十一年五月二十日）」が改定されました。

また、平成十七年三月二十九日総務省において、地方公共団体における行政

改革の推進のための新たな指針」が策定され、その主要事項の中に第三セクターの抜本的な見直し、及び土地開発公社をはじめとする地方公社の経営健全化について盛り込まれており、更なる経営改革についての積極的な取り組みが求められています。

さらに県内の第三セクターのうち、主たる業務が公の施設の管理を行っている法人が十八法人、主たる業務ではないが公の施設の管理を行っている法人が六法人と、半数以上の法人が公の施設



地方税の徴収について進められている民間開放について、その内容を教えてください。



地方税の徴収事務については、地方財政の状況や地方分権の流れ、公平な納税の実現に対する国民の要請などを踏まえ、地方税の公平な徴収の確保や徴収率の向上、徴収事務の効率化及び徴収コストの低減化を進める観点から、国による民間開放に係る制度改正が行われてきました。

こうした改正により、市町村の現場において、民間活力の導入による徴収を行うことができることとなりました。

最初に、これまで、地方税の徴収については、地方団体の長から委任を受けた市町村職員が徴税職員として、徴収を行うことが原則となっていました。平成十五年の制度改正により地方税の収納事務を私人に委託することが可能にな

の管理に携わっていますが、平成十八年九月の指定管理者制度への移行期限までに、施設そのものの存続・廃止も含め、早急に管理のあり方についての検証が必要となつていきます。

いずれにせよ、地方公社を取り巻く状況は厳しくなつてきていますので、監査体制の強化や、点検評価の充実、情報公開、また民営化を含めた既存団体の見直し等を一層積極的に進めることが必要となります。

りました（地方自治法施行令第一五八条の二）。

次いで、平成十七年三月二十五日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進三ヶ年計画」の中では、地方財政が厳しい状況にある中、地方税の徴収率の向上を図ることや、国民の納税についての不公平感を払拭する観点から、徴収事務にノウハウを有する民間事業者の活用を一層推進するよう盛り込まれたところです。（地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について「平成十七年四月一日総務省第七十九号総務省自治税務局長通知」。

地方税の徴収に関する事務については民間事業者の活用を行う場合には、個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、その委託に関しては慎重な取扱いが必要です。納税者に関する情報は、特に慎重

に保護することを要する重要な情報であるため、秘密情報に漏洩を生じることがないようにする必要があります。このため民間事業者へ委託を行う際には、当該事務内容に依り、民間委託した事務を徴税職員の管理下で行わせることや、情報の他用途利用の禁止、事務委託の再委託の禁止を徹底することなど、情報の厳正な取扱いを確保しなければなりません。また、立入調査や差押え、公売等の強制処分については地方税法の規定により、徴税職員に実施主体が限定されていることから、そのような公権力の行使に当たる事務を委託することはできません。ただし、公権力の行使に関連する補助的な事務は可能となりました。

民間委託が可能な事務の例としては次のものが挙げられます。

- ・ コントラクトエンジニアによる収納事務
- ・ 滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ事務
- ・ 滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ事務
- ・ 納税通知書・督促状等の印刷、作成、封入等の事務
- ・ 不動産公売情報の配付・広報宣伝事務

・ 差押物件等の鑑定及び搬送事務
このほか非常勤職員等の活用については、担当できる事務や公権力の行使が可能となる職員の範囲が拡大することとなりました。

最初に、民間委託と同様に公権力の行使に当たらない事務や公権力の行使に係る補助的な事務については可能となる職員、次に、当該地方団体に勤務していた退職者を再任用職員や短時間勤務職員として採用し、併せて徴税職員に任命することにより、公権力に当たる事務が可能となる職員、さらには、平成十六

年六月に、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が改正（平成十六年八月施行）されたことにより、当該地方団体の退職者に限定せず、都道府県や国の税務職員の退職者を含め民間の幅広い候補者の中から、適任者を短時間勤務職員として採用し、併せて徴税職員に任命することにより公権力に当たる事務が可能となる職員といった職員に採用される対象者が広く民間に拡大されることとなりました。

なお、地方税の収納委託いわゆる「コンド」収納については、住民の地方税納付の便宜を図るとともに収納率の向上にもつなげるものとして、効果が期待されていますが、この収納事務委託を行った場合には市町村は受託者（コントラクトエンジニア等）について、収納事務の状況を検査する必要があり（地方自治法施行令第一五八条の二第三項）、検査方法については委託契約を締結する段階から、予め当事者間で相談し、合意を得ておくなど、円滑な検査を実施するために、事前の協議を十分行うこととされています。

以上のとおり、制度改正が進められてきた徴収についての民間開放を含め、徴収率向上についての取組内容やその成果は、住民等の納税に対する理解をより深めるため、分かりやすく住民等へ公表するよう努めることとされており、特に、徴収状況に関する日々の公表に関しては徴収の実態をできる限り正確に理解してもらえようとする工夫が必要とされています。

今後は、国における制度改正の趣旨を斟酌し、各市町村が地域の実情を考慮しながら、自ら責任を持って判断し、積極的に施策の展開を図っていくことが求められています。

市町村イベントごよみ

September ▶ October

9

10

秋の行楽 家族みんな まつりイベント



ドラゴンフェスタ

甲斐市



平成17年10月9日(日)

(会場: 赤坂台総合公園【ドラゴンパーク】)

花木咲き乱れる広大な公園内で、南に富士山を望む絶景の景観の中、キャラクターショー、信玄太鼓、みゆきソコダイ踊り、市内小中学校の演奏などのステージ、出店ブースでは、市内の団体による多様な出店、各種特産品の販売などが行われ、また目玉企画であるカツオの販売や、ソーラー電車の体験コーナーもあります。

スポーツフェスティバルでは、長靴飛ばし、一輪車タイムトライアル、ストラックフリスピー、体力測定、ジョギング教室など、人気の軽スポーツがお楽しみいただけます。そして、祭りのフィナーレには、秋の夜空を飾る花火コンサートが行われます。秋の1日を満喫することの出来る催しが盛りだくさんですので、多くの皆様のご来場をお待ちしております。

身延山御会式万灯行列

身延町



平成17年10月12日(水)

(会場: 身延町身延総門~三門~身延山久遠寺境内)

身延山御会式万灯行列は、日蓮聖人が弘安5年(1282)10月13日に61歳の生涯を終えた時、季節はずれの周囲の桜が一斉に咲き揃い、弟子信者がこの桜の下で日蓮聖人を悼んだと伝えられる故事に由来しているものです。

この古事から、細長い竹のヤナギに、吉野紙で造った桜花を飾り付けた万灯が作られるようになり、毎年10月12日の夜には、県内外から2000人余りが参加し万灯行列が行われます。

参加した万灯講は、花と灯明で飾り付けられた万灯を従え、太鼓、笛、鐘などのお囃子のリズムに合わせて振るう「まとい」の舞を先頭に、勇壮に参道を練り歩き、最後に久遠寺本堂の前で万灯を奉納します。

【問い合わせ先】身延町身延山観光協会 TEL 0556-62-0502

山梨市

新市誕生記念イベント

平成17年10月15日(土)
(会場：山梨市民会館)



新生「山梨市」の誕生を祝して、記念イベントを開催いたします。

山梨市民吹奏楽団によるオープニングセレモニー・合併功労者表彰・「山梨市の未来」作文応募作品の中から優秀作品表彰及び作品発表・国際交流イベント・日本伝統武道の紹介・小学生による英語劇発表・新市PRパネル展示(イベント及び文化財)・箏曲・市の名水を使ったお茶会・その他

時間 9:30~13:30

問合せ 山梨市役所秘書人事課 TEL 0553-22-1111(内線212)

都留市

お茶壺道中行列

平成17年10月30日(日)
(会場：都留市立谷村第一小学校周辺)



お茶壺道中とは、徳川将軍家御用の茶を江戸城に運ぶ宇治採茶使の一行を「茶壺道中」と呼び、その派遣は慶長18年(1613)を初見として、幕末の慶応3年(1867)まで250年にわたって続きました。茶壺道中は、18世紀の始め頃までは往路は東海道、復路は中山道・甲州街道を經由していたとされ、その途中甲州谷村に立ち寄って、茶壺を谷村藩主秋元家に預け、夏の間勝山城の茶壺蔵へ格納していたといわれています。その期間については諸説もありますが、一説には寛永年間(1624~43)から元禄3年(1690)頃まで行われており、当時の茶壺道中において都留市は、重要な土地であったといえます。また、当時「お茶蔵」は全国で唯一のものであり、勝山城に保管された「お茶」は最高級の品物であったそうです。往時の様子が再現されます。是非ご覧ください。

韮崎市

武田勝頼公新府入城祭り

平成17年10月9日(日)
(会場：市内中心部)



「武田勝頼公新府入城祭り」を10月9日(日)に実施します。「新府城」、「武田勝頼公」にスポットをあて、市民総参加型の一大イベントとして開催します。当日は、本町通りと駅前中央通りが交通規制区間となり地元農産物・特産品の出店、パレードや時代絵巻行列、また、本陣を始め、各陣屋(4カ所)では、武田家とゆかりのある都市との交流、毎年大好評の「武田の里スタンプラリー」、その他各ミニイベントなど多数実施します。

ご家族、お友達おそろいで歴史と浪漫に彩られた私たちのふるさと「武田の里」を一日満喫してみませんか。

本協会では、市町村振興宝くじ（通称：サマージャンボ宝くじ）の収益金を基金として、市町村振興に資する様々な事業を実施しています。

今回の市町村振興協会たよりでは、市町村振興事業の一環として、本縣市町村の利用料の全額を助成している「ふるさと情報プラザ」について紹介します。

ふるさと情報プラザについて

（財）地域活性化センターが設置、運営している「ふるさと情報プラザ」では、全国約2,500自治体等の観光、物産、イベント等様々な分野のパンフレット（約4,000種類）が都道府県市区町村別に展示・提供されています。

また、プラザ内には都道府県や市区町村等の主催による観光キャンペーン、地場産業品等の展示・販売等、様々なイベントが実施できるスペースが設けてあり、各自治体に無料で貸し出す等の支援が実施されています。

この様に「ふるさと情報プラザ」は、様々な情報を、様々な手段を用い、首都圏の方々に発信できる情報発信基地として広く活用されています。

ふるさと情報プラザ所在地



お問い合わせ

ふるさと情報プラザ

開館時間 11:00～19:00（土・日・祝祭日、年末年始は休館）

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル南館1階

TEL：03-3284-0855 FAX：03-3284-0755

URL：<http://homepage3.nifty.com/fjp/>

はつらつ!! 市町村職員



Naoki Tsuchiya

土屋直生
さん(笛吹市)



Fumihori Amenthya

雨宮史宜
さん(笛吹市)



青いヘルメットが土屋さん、白いヘルメットが雨宮さんです。

私たちは、4月から中越地震により壊滅的な被害を受けた山古志地域の市道復旧のため、長岡市山古志支所建設課に派遣されました。

現在、全国から集まった12名の派遣職員が「種芋原」、「虫亀」、「竹沢」、「南平・東竹沢」地区の4班体制で市道復旧事業に携わっています。私たちの班は、山古志地域の南西部に位置する竹沢地区の工事の設計施工管理及び監督業務を担当しています。

山古志地域では、ほぼ全域で地すべりや崖崩れが発生し、道路は至る所で寸断され、約4割の家屋が全壊との報告でした。長い間、避難生活を余儀なくされた住民の方々は本当にご苦労されていることと思います。

現在、私たちは、施工可能な範囲の発注を済ませ、少しずつではありますが復興活動が前進しはじめました。そして梅雨明け後、ようやく一部の地域で避難解除がされ、自宅へ帰れるようになりました。

山古志は、棚田や多くの自然を有し、牛の角突き、錦鯉などすばらしい文化があります。今後、平成18年9月の全住民の帰村に向け、山古志の方々とともに、1日も早く本来の山古志を取り戻すようがんばってまいります。

AFTER NOTES

編集後記

8月8日、衆議院の突然の解散により始まった総選挙。執行事務に追われ、夏休みどころか土日也十分に休めなかった選管職員の方も大勢いるだろう。本誌の編集も、選挙事務に忙殺される中での作業となった。気がつけば9月も半ば。何とか予定どおりに発行できほっとしている。

秋は、と
2億円に…



一番おいしい!
オクタムジャンボ宝くじ
2億円1枚300円! 売り切れしたい発売終了!

●1等 100,000円、4等賞金25,000円 ●2等 10,000円 ●3等 1,000円
●特別賞 甲府市市職員の給与1か月分(10万円) ●特別賞 甲府市市職員の給与1か月分(10万円)
●2015年10月1日(月)発売開始

9月26日(月)発売

平成17年9月26日(月)から、1等前後賞あわせて2億円が当たるオクタムジャンボ宝くじが発売されます。この宝くじの収益金は、全額市町村へ交付され、市町村の明るい街づくりや環境対策、高齢化対策など、地域住民の福祉向上のために役立てられます。秋の夜長は、サンマにまつだけ・・・そして一番おいしいオクタムジャンボ宝くじでお楽しみください。